

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態

松本四郎

一、問題の所在

幕末・維新の変革期において、幕藩制のもとで一定の役割りを果してきた諸階層は、それぞれ大きな変動の渦中にまきこまれた。幕藩制のもとで、最大の商業高利貸資本として、金融、商業面などに大きな存在を誇ってきた三井家の各事業も、その変動の外にあることは許されなかった。

慶応三年（一八六七）一二月、鳥羽・伏見の戦いの直前に、大元方、京本店、京両替店の重役たちは、現下の困難な状況を、八郎右衛門ら元締宛の「口上覚」⁽¹⁾のなかでつぎのとおり述べている。「当今不容易形勢且本店筋必至と金繰差詰、其上於江横御用御預り金広大之塞り物出来候ニ付、右何時上納可被仰付も難計、其時ニ至候時ハ忽御家大麥之庭ニ可及、尤於元方ハ聊御備江金も無之、旁以比末御永統之程日夜恐痛仕候」とい、「乍恐當時之御振合ニてハ実以元方入払季々勘定不足仕、本店ニてハ不絶仕入金ニ差詰り居其上比末江戸表之商事如何可相成哉何れ衰微可仕、於両替店も肝心御名目当節之次第ニ付取立も難出来、両店筋とも御家督ハ先ツ御目当ニハ難相成、其上ニ江戸表横浜とも御預り金皆上納被仰付候時ハ忽御家名御退転ニも可及、誠以御相統御一大事之庭ニ可至と深心痛仕」と幕末期の三井家各部門の直面しているきわめて困難な状況を指摘している。

ここに示された状況をみると、本店（呉服店）は仕入資金の調達に苦慮しており、江戸でのこれからの商況を懸念して

いる。両替店もまた幕府勘定所の御金蔵御為替銀名目による貸付けが、幕府の瓦解とともにその名目を失い、貸付金の回収に困難を来していること。さらに江戸・横浜の御用所での業務には多額の塞り高、焦付きが発生しており、その処理が問題であること。最後に大元方の状況をみると、これまで臨時支出のため積立てられていた資金（穴蔵金）がなくなっているだけでなく、毎季の収支が相償なっていないことを述べている。

この仕入資金の欠乏、貸付け金の回収困難などの指摘はこのときだけでない。数カ月後の明治元年（一八六八）七月の示談書によると、三井家の現状について右に述べたことと同じ現状判断の上に、「天下御一新之折柄比機会を取外」すことなく、「店々商之仕方、且家内取締改革向其余同苗宅々締り方等」について「役柄高下」なく意見を大元方まで提出するよう促がしているところからも、経営困難の状況が決して一時的、偶然的な事件からおこったものでないことを知ることができよう。

この状況はまさに幕藩制の構造の変化から発生したものであり、三井家にとっても、その巨大な貨幣財産の蓄積基盤が大いに動揺し、まさに解体せんとしつゝあったことを意味しており、そのために経営内の事情からいっても、維新时期における根本的な転換が要請されていたことを認めなければならないだろう。後にふれるとおり近世中期、三井家の急速な発展を担った本店一卷、またその後本店の経営がほゞ横ばいであったにもかかわらず三井家の貨幣財産を維持してきた両替店一卷のいずれもが、幕末期においては、「御家督ハ先ツ御目当ニハ難相成」とされ、これからの発展をまったく期待しえなくなっていることが慶応三年、明治元年の時点で認識されているのである。

すなわち、幕藩制とともに発展してきた三井家の各事業部門が幕末期において完全に行詰っていること、これら商業高利貸資本のこれまで依拠してきた蓄積基盤に大きな変化、それも解体への方向がみられていることをはっきり認めることができるのではなからうか。

幕末・維新时期における商業高利貸資本の蓄積基盤の変化を追求することはいうまでもなく重要な課題であるが、筆者は、すでに不十分ではあるが「幕末・維新时期における経済的集中の史的過程」⁽⁴⁾という論文でふれているので、ここではもう一つ考慮しなければならない下記の課題について検討していきたい。それは、右に述べた変革期における商業高利貸資本の蓄積基盤の変化に対応し、あるいはそれと対立しつつ、そこに適的な形で巨大な貨幣財産Ⅱ「資本」の転換、再生がどのようになされていったのかということである。その巨大な貨幣財産Ⅱ「資本」は蓄積基盤とのかゝりわり方だけではなく、まさに維新変革期における「世直し状況」と呼ばれる階級闘争の激化のなかにおいて、巨大な貨幣財産を維持することだけでなく、自らの経営内部において、また巨大な貨幣財産Ⅱ「資本」相互の間において、さらに巨大な貨幣財産を集中させ、新たな権力者との共生関係の結合を強化し、その政策遂行の担い手となり、上から蓄積基盤を強力に形成していくことがどのようにして可能であったのだろうか。⁽⁵⁾ いずれにしても、蓄積基盤の変化のなかで、巨大な貨幣財産Ⅱ「資本」の集中・結合がどのように進展していったのかを問題としたい。

三井家に則して具体的にみていこう。幕末・維新时期において、三井家の巨大な貨幣財産の管理機構である大元方は、前述したとおり、積立金はおろか毎季の収支が相償わない状況であり、その機能はすでに変革期に対応しえない状況にあるといえよう。しかし、管理機構の改正に具体的な手が打たれてくるのは明治三年（一八七〇）以後である。

ここで三井家の管理機構の変遷を維新时期から三井合名設立まで、簡単な年表形式にして示し、そこから問題点を指摘したい。

明治三年（一八七〇）六月 大元方規則を改正し、大元方以下各店の組織を改める

同四年（一八七二）一〇月 東京大元方、西京大元方を分立し、諸規則を改正する

同五年（一八七二）一月 新貨為換座内に東京大元方役場を設ける

同六年（一八七三）五月 東京大元方を三井組大元方とし、西京大元方を京都御用所と合併し大元方出張所とする

同年九月 三野村利左衛門、大元方の改正についての意見書を提出する

同七年（一八七四）四月 大元方并各店規則を改正する

同九年（一八七六）八月 三井組大元方、三井銀行の設立にともない廃止される

同一一年（一八七八）八月 三井組大元方を復活する

同一四年（一八八一）二月 元方寄合および月並寄合を復活する

同一八年（一八八五）六月 三井高福、大元方改正案を提出する

同二四年（一八九一）一二月 三井家仮評議会を設置する

同二六年（一八九三）一月 三井組を三井元方と改称する。三井家同族会も設立される

同三三年（一九〇〇）七月 三井元方と三井家同族会を合併し、三井家同族会事務局を設立する

同四二年（一九〇九）十一月 三井合名会社を設立する

この年表をみてまず気付くことは、三年から九年までの間の東京大元方、三井組大元方が、いずれも為換座三井組（四年六月設立、三井銀行（九年七月設立））とのかゝわりあいから改廃されていることであろう。すなわち、明治初年における三井家の巨大な貨幣財産の管理機構は、独自の機能を強化するというより、為換座三井組あるいは三井銀行と事実上の一体化、あるいは従属化という形で存在していたみられることである。この時期は周知のごとく、三野村利左衛門が三井家の家政、営業全般にわたって改革を実施していたころであり、その三野村構想の大きな軸といべきものが、この大元方の取扱いであった。ところで、このような明治初年における三井家の貨幣財産の管理機構の評価は、一一年以後の三井組大元方復活の事情とのかねあいでも検討されねばならないことはいまでもない。もちろん、この二つの時

期の対比を、単なる三野村対三井家同苗との動きのなかで評価してはならないだろう。それはあくまでも、幕末・維新时期での三井家の貨幣蓄積の基盤の変化、それも解体しつつあるなかで、巨大な貨幣財産Ⅱ「資本」の維持、発展のためにいかなる管理機構が必要とされたのかという観点にたつて、ここにみたような為替座あるいは銀行と一体化、または従属化することの意義を検討し、さらにまた一一年以後の反動的な動きも評価していかなければならないだろう。この観点を設定することによって、三野村の構想した三井家における管理機構の改革を、三井家以外にみられた他の事例との間の現象的な差異を解消し、まさに維新変革期における巨大な貨幣財産Ⅱ「資本」内部における、または「資本」相互間での集中、結合の一つのありかたとみなし、検討することができるのではなからうか。⁷⁾

本稿では、明治初年における、右に述べた諸変化の事情を理解するためにも、近世後期における三井家の巨大な貨幣財産の管理機構たる大元方の性格を検討し、さらに大元方の機能の変化を、蓄積基盤の変化、すなわち解体の状況とからませながら検討することを主たる目的としたい。

- (1) 三井文庫所蔵史料 別五八八「書状雑綴」、「稿本三井家史料 北家第八代高福」第二卷一三〇八頁
- (2) 三井文庫所蔵史料 別五八八「証無番状」、「稿本三井家史料 北家第八代高福」第三卷一三六四頁
- (3) こうした状況は慶応三年、明治元年にとゞまらぬ。明治三年六月の「改正規則書」三井文庫所蔵史料 本一一一九、「稿本三井家史料北家第八代高福」第三卷一五七五頁の冒頭に、経営全般の状況についてつぎのように指摘されている。
一昨年来乍恐朝政御一新ニ付諸国一般種々御改革被為仰出追々御布告之御趣一同承知之事ニ候、就右ハ三都呉服店筋始糸店間之町店とも売高大減少ニおよび其上諸式未曾有之高直ニ付雑用負ニて季々勘定難相立、尤而替店筋ニおゐても右御変革付而ハ前々貸方取組先々返済方相滞実以不容易形勢ニ立至り候ニ付、宅々店々連も時節ニ随ひ大改革相建不申而ハ所詮相統難及心痛千万比事ニ候

(4) 『歴史学研究』三二九号（一九六七年一〇月号）所収

(5) いわゆる「世直し状況」については、佐々木潤之介「維新変革の現代的視点」（歴史学研究三二二号）、青木美智男「世直し

し状況」の経済構造と階級闘争の特質」(歴史学研究三二六号)を参照されたい。

(6) 前掲 佐々木潤之介論文

(7) 三野村利左衛門の幕末・維新时期における、三井家入りからその没年までの諸々の業績の評価を、三野村個人の資質からみるのではなく、あくまでも幕藩制後期、なかでも幕末期の経済発展のコースが、実は三野村を登場させたとみることができているのではないか。したがって大元方が為替座三井組、三井銀行と一体化、あるいは従属化したということは、決して三野村個人の方針でなつたわけではなく、そうならしめた事情が幕藩制後期、幕末期における、大元方をはじめとする三井家全部門にあつたことを認めるべきではないだろうか。

二、幕末期における三井家大元方の問題点

まず最初に、幕末期における三井家の大元方の資産構成を第一表として示そう。⁽¹⁾前項で引用した本店、両替店重役たちの「口上覚」が出された慶応三年(一八六七)末の状況がここに示されている。

この資産構成を大きく分けると三つのグループに分けることができよう。第一は、生糸、絹織物、木綿の買占と販売を行なう本店、向店、金銀両替、為替と問屋商人への貸付を主とする両替店への投資を中核とする営業店への投融資の部分である。いうまでもなくこの比重は全体の五〇パーセントをこえている。そのほか不動産と評価されている一三・九パーセントも、その多くは幕府御金蔵為替御用引受のために所持していた不動産であり、家屋不動産の賃貸あるいは売買に独自の意義を見出しているものではなく、両替店経営と密着しているものであるから、これを加えれば比率はさらに高まる。第二は幕府御用金および諸大名(主として紀州)、旗本への貸付金である。第三は三井家内部の同族貸、縁故貸である。第二、第三のグループのほとんどは資産部門に入るといっても、貸付の回収はほとんど期待できない不良資産である。ところで、幕末段階の大元方にとって問題なのは、右の御用金、大名貸あるいは同苗借財がもたらす不良資産の増大という圧迫だけでなく、実は右に述べた第一のグループの各営業店への投融資自体のなかにあつた。それは

第1表 慶応3年末三井家大元方の資産内容

	金額	100 分比
呉服店（本店・向店）	353,199 ^兩	36.1
両替店	125,051	12.8
不動産（家方）	136,214	13.9
為替（並合方）	26,528	2.7
御用金	98,581	10.1
旗本	79,765	8.2
故族	3,455	0.4
の	132,591	13.6
計	6,600	0.7
	14,742	1.5
	976,726	100.0

損失および元手銀不足のために融資が必要であったこと、さらにその後も弘化三年（一八四六）、安政元年（一八五四）に江戸表での店々類焼、絹布値段高値による仕入資金の不足などが巨額の融資を必要としたことを述べている。文久元年以後もかゝる諸事情が好転したといふことはなかった。それは後述する慶応三年二月の「本店江出金筋之覚書」にみえる文久二年以後の大元方、本店への両替店からの多額な融資（運転資金あるいは御用金の調達資金）を必要としたことの事情から推察することができるからである。しかもここで問題なのは、幕末段階では大元方の自己資金で本店への融資を行なうことができず、両替店資金を大元方へ吸上げ、その後本店へ融資するという方法をとらざるをえなかったこ

第一のグループのなかで、もっとも投融資の比重の高い本店への投資額の増大についてである。当時の大元方が本店への投融資を増加させていたのは、利潤の増大を期待してのものではない。本店はどのような事情のもとで大元方へ資金を求めたのかをみてみると、文久元年（一八六一）一二月の「口上覚書⁽²⁾」という史料に基づきのように記されている。天保年間から文久元年までの間に、本店は大元方を通じて両替店から金七万三五〇〇兩と銀一四〇貫目であるが、なおこの時に仕入資金として三万兩の融資を願出ている。本店は、こうした多額な融資をなぜ必要としたのかというと、右の史料は、天保中期以降の社会情勢の変化、すなわち大塩の乱（天保八年・一八三七）による大坂店、ついで翌九年には江戸店が焼失したための普請入用、また天保改革のために商品価格の値引による

とについてである。その結果が第一表での本店の投融資額の増大となって現われているのである。いま、慶応三年（一八六七）の「大元方勘定目録」⁽³⁾から、本店への融資額をひろってみると貸付高三五万両余のうち、文久元年（一八六一）から慶応元年（一八六五）の五カ年間に、実に一八万四六七〇両という巨額の融通がなされていることがわかる。いま慶応三年（一八六七）末の時点で、右の金額のほとんどを占める両替店から大元方・本店への融資の金高、あるいはその事情をうかがうにたる史料をつぎに示そう。⁽⁴⁾

「本店
元方江出金筋之覚書」

覚

一 金野万両 天保八酉年大坂菱火店表類焼、翌戌年江戸店々類焼、其上御改革ニ付三都店々代呂物直引等ニ而広太之金高捐棄ニ相

成、同店元手金ニ差支候ニ付同十三寅年永納

一 金所万見仙佐舟両 文久元酉年十二月一紙御証文ニ相成候分

銀舟江敬貫目

右之内

金イ万ツ仙サ舟両 去ル弘化元辰年々安政二卯年迄追々元方江立用返済残り高

右返済方文久元酉年々来ル辰年迄半季毎ニ金イ仙両宛返済之筈

「内」

金イ万マ仙サ舟両 文久二戌正月々慶応三卯正月迄返済高

当時残り高金イ仙両

金セ万ウ仙両 去ル安政六未年々文久元酉九月迄追々本店江立用貸之分元方江引請高

銀舟ツシノ目

金マ万両 去ル文久元酉年十二月元方江立用金

右式口金銀高三年勘定之節々銀セ舟サシノ、宛追々返済之積

〔内〕

銀舟ツシ、文久三亥七月返済

當時残り高金サ万ウ仙両

右金銀高本店為元手金元方江御預り相成、尤返済方之儀ハ前書之通聊無相違御返金之筈

一金野万両 去ル文久三亥年十一月江戸本店自火之節魚河岸并外類焼之町々借用金強談有之、且仮建普請金等入用翌子正月元方

江立用高、同年方来ル寅年迄拾五ヶ年賦ニ本店方返納之筈

〔内〕

金ツ仙サシ両 慶応元丑十月方同三卯九月迄返済高

當時残り高金イ万サ仙ウ舟サシ両

一金美万両 元方種々臨時御出方多御備金は勿論御宅々御内積銀迄も御差出正金備皆無御同様御心痛之折柄、元治元子年当地変火

ニ付御宅々之内出水御宅店々之内上之店紅店相残り其外不残類焼御仮普請之御手当、且御用金杯之御備ニて慶応元丑六月臨時

永納高

内

金イ万両は 当金納

金サ仙両は 江戸大坂両替店方金セ仙サ舟両宛当金納

金イ万サ仙両は 慶応元丑年方来ル戌年迄拾ヶ年賦半季毎ニ金エ舟サシ両宛相納可申筈

〔内〕

金セ仙セ舟サシ両 丑酉季分寅春季分慶応二寅八月納

一金曾万佐仙両 慶応二寅年中江戸表於御勘定所八郎右衛門様江御貸付御用被仰付候付、是迄横浜店本店持ニ候得共以来元方持ニ

被遊候付、同店へ公辺より御預り金御取調相成候処不容易重大之事件、無余儀場合ニ付慶応三卯年十月本店へ出金高

内

金サ仙両 江戸大坂両替店方金セ仙サ舟両宛出金高

一金曾万両 江戸本店御用金納

一 銀野舟實目 大坂本店御用銀納

一 銀野舟實留舟目 大坂兩替店御用銀納并入レ目共

一 銀佐敬實舟佐敬目 大阪御用銀納并入レ目共

一金江仙兩 紀印松坂にて被仰出候御用金納

一金曾方美仙兩 紀印御用金納

一 銀野實舟敬匁江分 大坂御用銀納諸入用

一 銀野實舟敬佐匁留分 大坂御用金方諸入用

一 銀曾實美舟美敬留匁江分 大坂御用金方會津様分

一金美舟於敬留兩野分 江戸御用金筋ニ付附届諸入用

一 銀佐匁見分佐厘 西御役所納施行方

一 美舟兩 東御役所納大津道御普請御入用之内江出金

一金留舟見敬兩 紀印松坂にて被仰出候献銃三拾挺大坂江戸堀御役所納

一金七仙サ舟チシツ兩 勢地御用金口々御元入并利足共兩替店江預り

一金曾方佐仙兩 元方、立用金去寅年々来ル午年迄五ヶ年賦半季毎ニ金イ仙佐舟兩宛返済之筈

金ツ仙サ舟兩 寅年分卯春季分返済高

一金野万兩 元治元子年々追々本店江立用金 月力朱

出銀高

金野敬野方曾仙於舟所敬留兩野分

銀所舟美實佐舟所匁所分美厘

入金銀高

惣ノ金(三万七千八百)マ万エ仙チ舟マシツ両

銀舟ツシ(二四〇〇)ノ、

差引

金敬於万江仙江敬野両野分(八万四〇四二兩二)

銀佐舟留敬美眞佐舟所奴所分美厘(五六三貫五〇七匁七分三)

内 金佐万両は 元方江永納(五七)

右之通追々莫大之出高ニテ店備江金皆無同様ニ相成、万一比末出金筋等有之候而は往古々御為替御用達御連綿御相統之所難御勤様相成可申哉と何共敷ケ敷奉恐入候儀ニ御座候、右出金筋は兼而御承知之御儀ニは御座候得共比末之処御賢慮之程奉願上候、以上

慶応三年外十二月

八郎右衛門様

三郎助様

次郎右衛門様

両替店

この史料から、天保年間より慶応末年に至る間で、両替店から大元方、本店へ融通した金高を知ることができるし、また慶応三年末での返済の状況もわかろう。ここで問題にしたいのは、大元方がなぜ本店への融通、あるいは御用金上納のために資金が必要なときに、すでに所持している巨大な貨幣財産から融通できず、両替店から借入れねばならなかったのかということである。この点は、そもそも大元方と本店、両替店とはどういう関係なのか、という問いになるだろう。この具体的な関係や、その変化については、後に述べるとして、とりあえず指摘しておきたいことは、前述の資金需要は本来ならば大元方内部で蓄積された貨幣財産によって賄われるべきものであって、両替店からの資金提供などは本来ありえないということである。現に慶応二年（一八六〇）の「大元方勘定目録」中にみえる本店への投資のうちに、元建のほかに「本店かし 巳年外十ヶ年賦」、「本店かし 紅店普請銀」などという、繰替金の項目と融資額が記載され

ており、大元方はこの点では従来のやりかたを変えていない。天保中期以降の本店の資金需要に対して、大元方は繰替金などを通じて供給すべきであった。しかし、大元方には資金量は全く不足しており、両替店から一時借用のやむなきに至った事情を考えると、この段階での大元方は、すでに臨時出費を繰替金を通じて供給するという本来の機能を失っていたということができよう。

このように慶応三年の大元方の資産部分を検討すると、そこには大名貸などの外部への不良貸付、内部では同苗等の借財の累積が経営を圧迫しているだけでなく、大元方は本店へ運転資金の融資を増大させねばならなかったこと、大元方はすでにこうした事態に対して独自に対処しきれず、両替店からの資金融通をうけてかろうじて処理していることなどを指摘できよう。

(1) 中井信彦「商人地主の諸問題」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』所収)

(2) 三井文庫所蔵史料 統五四六八

(3) 同右 一二五〇

(4) 同右 一一一〇「永要録」、稿本三井家史料北家第八代高福」第二卷九八六頁

三、三井家大元方の構造とその変化

幕末期における本店は、すでに大元方から多額の運転資金を融資されねば経営を維持することはできず、他方、両替店は大元方へ臨時に資金を供給するだけの余裕は示しつつも、幕府権力の弱体化からその貸金回収に不安が出ていた。

本店、両替店のいずれも、その蓄積基盤に大きな変化、ひいては解体の動きがみられているとき、三井家の巨大な貨幣財産の管理機構である大元方も、幕末期に収支相償わず、本店への運転資金の供給も、大元方の自己資金をもってあてることができず、両替店からの提供をうけて、はじめてその要求にこたえることができたのである。明治期に入っ

らは、この状況は一層顕著になり、大元方はまったく独自の機構を維持しえず、「江戸表横浜とも御預り金」御用の発展した事業である御用所↓為換座三井組↓三井銀行の機構のなかでその存在を認められる程度となっていたのである。このような展望の上に立って、この章では江戸時代における三井家の大元方の性格とその変化の過程について検討してみたい。ここでは全時期にわたって大元方を検討することはできないので、安永三年（一七七四）の「店々持分一件」、寛政九年（一七九七）の大元方一致（共有）を一つの分水嶺とする前後を、できるだけ特徴的な点にしぼってみたいと思う。

三井家の大元方が成立したのは、宝永七年（一七二〇）であった。三井家の営業と家制とを一元的に統轄する機構である大元方は、業祖高利（没年元禄七年、一六九四）の遺書にみられる遺産相続の方法が同苗数人と重役数人の合議制による運営組織を生み出し、やがて大元方成立となったのである。本店、両替店の店々などは、この大元方から元建金や繰替金の出資融通をうけて、経営することになっている。この元建金に対しては、店ごとに定められた割合での利益配当が功納金と称して義務づけられており、この功納金を納入した残りの利益金は、各店で積立において三年目ごとに決算を行い、積立金の一割を褒美銀すなわち賞与として店員に分配し、残額のすべてを大元方に納める仕組になっていた。なお繰替金には金額の多少に応じて利足がついており、毎季大元方へ納めている。大元方はこのような店元建金や繰替金の出資融通をおこなうために、また同苗への賄料をはじめとする支出、営業、人事などについて合議するための月並寄合が定期的に開催されていた。⁽¹⁾

宝永七年（一七二〇）に成立した大元方の実態を示す諸史料あるいはその歴史的評価については別の機会に紹介、検討することにして、ここでは幕末・維新时期の大元方に焦点を合わせるために、安永三年（一七七四）におこった「店々持分一件」の性格をみておきたい。この一件は高利以来の仕法を変え、同苗を三つの集団に分割（本店、両替店、松坂店）し、

全資産も三分してそれぞれの集団に配分した。これら三つの集団はそれぞれ独立の会計を営み、同苗の賄料も各自の属する店の利益金のなかから給与をうける定めとなった。この「店々持分一件」は、三井家の歴史をみる上で重大な事件であるので、このときの「申合之定書」⁽²⁾をいさゝか長文であるがつぎに示そう。

申合之定書

一 近来店々不目録元方入払致不足候ニ付段々儉約等相建候得共難相立、右之通差置候而ハ何れも相統之所甚無寛東存候ニ付、一統相談之上銘々持分相建右持分ニ而暮し方賄料は勿論吉凶諸入用とも相弁可申候、比金銀請取方其請持之店江請前之同苗可及対談候、比度請持之割方從先祖被仰置候御書物等も有之ニ付、三ヶ所本店ハ惣領家へ請取相残り候店々家屋敷是又從先祖被建置候歩数を以銘々為致配当候、江戸向店・芝口店・京都上之店・勘定場・紅店、元之助・伝藏・清藏三人江割渡し、余分本店歩数不足之所へ相加へ、残り八郎兵衛隠居料ニ何れも被差出過分存候、両替店三ヶ所・糸店、相之町店并家方四拾ヶ所、式拾六ヶ所之内七ヶ所、大坂ニ而四ヶ所并江戸掘築地とも九右衛門・八郎右衛門・八郎次郎・助八四人江割渡し、家屋敷拾一ヶ所大坂ニ而四ヶ所内京町掘築地共宗右衛門・則兵衛・八助・則右衛門・亀之助五人へ割渡し申候、身上向之儀右之通ニ而相互ニ聊少しも申分無之旨被申聞則取引相済申候、尤別紙分書

一 比上万々一身上向減少ニ及候時ハ有物ニ手を附ケ不申候而ハ難相成様ニ被存候、然る時ハ当時元方支配申候同苗ハ内外存居候得共、外同苗へ対し不相濟儀仍而万々一之節割方ヲ以店々家屋敷并諸有物・有金銀割渡し申候、然る上ハ弥一家睦敷出申候而いついつ迄も一致之道理不相忘元方持堅メ致出来候而又々是迄之通元方一所之帳合ニ相成候様可被致候、相互ニ先祖へ之冥加比上有間敷候間儉約相慎前々之身上ニ取直し候様相励銘々請持之於店々聊も損失相立不申様手代も申合此度之恥辱を雪候様出情肝要之事ニ候、万一請持之店不動定ニ而候ハ、是迄之建方ニ相戻り候節此度之有物より減少たけ歩数減少可申付候、又目録勘定宜敷有物余慶ニ相成候ハ、夫たけ歩数相増遣し可申候間、随分出情申合セ相励候様專一存候

一 紀州様初諸大名様方并是迄了簡を以借し遣候口々店々売掛時かし等塞り物別帳面之通惣持之口建置候得は、一致之建方不相替道理尤元方勘定之仕方は迄之通之歩割を以銘々帳面へ相記候事

一 右之通持分相立候へバ不図致了簡違候而異心を存候族も有之間敷者ニ而無之候、挨拶順席等万端是迄之通相心得遣乱無之様可相守候、万一不如法之者有之非分之儀申出し候敷又ハ相互ニ商売之妨いたし候敷別段ニ商売等相企他所へ見世等出候事堅ク相成不申呉

服商売ハ勿論之事ニ候、於相背候ニは同苗一統申合相談之上押籠置候歟義絶致候とも其節違背被申間敷候

一元方此未勘定之上有金銀等出来致候ハ、後々一致之建方ニ相戻し候為ニ候得ハ此度改メ申候仕法之通同苗は勿論店々商売入用たりとも借し遣し不申堅積置候様可致候

一御為替御用是迄之通於両替店ニ相動候へハ御用ニ差上ケ置候家屋敷銘々割方之内ニ有之候間、此家屋敷之儀ハ御用ニ相用ひ候得ば宿料ハ銘々へ引取被申候へ共自分了簡ニ而取計ひ堅相成不申候、後々違乱為無之手形取遣り致させ置候事、尤御用ニ指上ケ不申家屋敷ニ候とも自分勝手ヲ以或ハ売払又ハ家質等ニ指入候事堅ク相成不申候、勿論何れも普請町入目等は宿料之内ニ差出し可被申候一右之趣ニ候故家屋敷沽券銘々封印ヲ以元方ニ預り置申候、仍而預り手形差置候事

一銘々持分之店有高通用金銀此度別借ニ相成候分別紙書附被指出、後々一致建方ニ相戻り候節は又々通用算用を以致取引候為ニ候間手形可被差出候、此度元方へ引請候店々塞り物高是又別紙書附被指出尤手代共連印之手形請取置申候、是又是迄之建方ニ相戻し候節ハ其店々へ引請可被申候

一都而取引ニ相成候口々并請持店家屋舖相互ニ証文差出し置可被申候
一通用金銀元高并別貸しニ相成候分是迄之利足指免し申候

右ヶ条之趣何れも無違乱急度相守身上豊饒ニ取直し一日も早く是迄之建方ニ相成候様先祖へ之孝行子孫へ之弘業此上有間敷候、相互ニ出情可被申候、請前之店不目録或ハ儉約行不屈身持放埒等於有之ハ誠ニ不忠不孝此上有間敷候間此度之恥辱を雪万年之基業栄耀を世上ニ羨し候様ニ取直し候様申合せ可被相励候、仍而一札連印為致置所如件

安永三甲午年十月 日

右之条々被仰聞候趣逐一承知仕聊少しも相背申間敷候、依テ為後日印形仕候処如件

惣同苗

(省略)

八郎兵衛

三郎助

比度御銘々様御所務御取分被遊私何れも承知仕候、前書御連印之趣ニ御座候得は何分私共出情仕候而銘々請前之店之繁昌いたし大録出来是迄之御建方ニ一日も早く御立帰りに被遊候様、猶更忠節ヲ励店振持直し其節御一統之御建御願可申上候前書之趣承知仕候

元文3年上期	“ 下期	元文4年上期	“ 下期	3カ年合計
			4,005,067.850	4,005,670.850
賃 込	賃 込	賃 込	904,776.742	904,776.742
56,250.000	56,250.000	56,250.000	56,250.000	337,500.000
100,000.000	100,000.000	100,000.000	100,000.000	600,000.000
27,500.000	27,500.000	27,500.000	27,500.000	165,000.000
75,000.000	75,000.000	66,400.000	66,400.000	458,800.000
18,900.000	18,900.000	16,300.000	16,300.000	108,000.000
4,125.000	4,125.000	4,125.000	4,125.000	24,750.000
40,680.880	41,740.790	43,791.930	48,588.370	265,944.635
6,382.270	6,060.200	11,552.100	14,740.864	64,869.812
612.340	74,608.820	82,216.590	94,245.665	292,627.345
9,790.070	9,281.010	13,157.610	16,320.890	69,714.390
9,063.500	53,220.550	11.600	1,405.000	63,700.650
	7,953.405		15,000.000	30,400.470
			2,942.500	2,942.500
348,304.060	474,639.775	421,304.830	5,373,662.881	7,394,094.529
13,966.000	16,116.000	16,116.000	16,116.000	95,332.000
173,438.000	173,438.000	257,460.500	257,362.500	1,239,815.780
24,750.000	25,500.000	24,600.000	25,350.000	149,700.000
52,191.560	393,787.544	48,952.350	151,955.505	1,217,172.939
38,345.530	26,277.020	34,808.510	116,494.885	290,758.115
7,875.000	8,520.000	12,375.000	12,445.000	55,605.000
3,492.500	2,450.350	6,105.000	2,612.500	22,464.370
13,185.100	26,896.200	20,438.700	21,634.580	108,736.430
10,424.280	9,730.070	11,331.700	11,582.050	62,992.420
32,812.500	32,812.500	44,725.000	44,725.000	216,175.000
6,790.000	7,310.000	4,165.000	4,165.000	38,495.000
2,470.770	1,584.950	3,436.040	2,045.290	13,045.970
5,869.220	6,572.386	4,377.840	5,281.940	28,014.976
				24,925.310
				41,186.100
219.950	442.570	212.290	445.450	1,931.200
32,750.000	32,750.000			65,500.000
	30,000.000		30,000.000	60,000.000
418,580.410	794,187.590	489,103.930	702,215.700	3,731,850.610
-70,276.350	-319,547.815	-67,799.100	4,671,447.181	3,662,243.919
29,955,356.448	30,025,632.798	29,820,509.533	34,284,994.714	

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態（松本）

第2表 大元方（元文2～4年）の収入支出表

		元文2年上期	“ 下期
収 入	店々功納外延銀入 本店		
	“ “ 両替店	貫 匁	貫 匁
	功 納 本 店	56,250.000	56,250.000
	“ “ 両替店	100,000.000	100,000.000
	“ “ 向 店	27,500.000	27,500.000
	臨時納入 本店	88,000.000	88,000.000
	“ “ 両替店	18,800.000	18,800.000
	“ “ 向 店	4,125.000	4,125.000
	有家宿賃取立高 江 戸	40,556.400	50,586.265
	“ “ 大 坂	10,322.170	15,812.208
	利足入払差引ノ		40,943.930
	御為替方徳用入	9,317.950	11,846.860
	金55匁建値違徳		
	新田収納高		7,447.065
駿河町家屋敷本店へ 収 入 計	354,871.520	*421,311.463	
支 出	旦那衆御隠居料	16,466.000	16,552.000
	“ “ 御賄方	173,366.000	204,750.780
	“ “ 御惣領御末子并御娘分御入用	24,750.000	24,750.000
	仲ヶ間出切	154,658.340	415,627.640
	御屋舗方附届入目	37,038.230	37,793.940
	旦那衆名目役料	6,945.000	7,445.000
	“ “ 江戸上下路金	1,225.050	6,578.970
	“ “ 於江戸大坂小遣雑用	12,378.590	14,203.260
	店々役料	11,039.730	8,884.590
	元ノ名代役料	30,137.500	30,962.500
	元ノ隠勤料并名代御合力	7,925.000	8,140.000
	御 合 力	2,165.200	1,343.720
	諸方下屋敷入目宿賃之入差引ノ	4,202.100	1,711.490
	利足入払指引ノ払	24,925.310	
	金55匁建値違売損	114.325	41,071.775
	大元方会処小払	321.050	289.890
	旦那衆新建銀利足		
	本店年賦納55匁建値違損		
	支 出 計	507,657.425	820,105.555
		延 銀	-152,785.905
	有銀総額	30,199,926.890	30,025,632.798

* 元文2年下期収入計は「目録」に記されている数字で、各課目の合計とはわずかながら差異がある。

明和8年上期	“ 下期	安永元年上期	“ 下期	3 力年合計
			實 欠 1,145,304.680	實 欠 1,145,304.680
實 欠	實 欠	實 欠	1,006,727.755	1,006,727.755
56,250.000	56,250.000	56,250.000	56,250.000	337,500.000
100,000.000	100,000.000	100,000.000	100,000.000	600,000.000
30,000.000	30,000.000	30,000.000	30,000.000	180,000.000
2,500.000	2,500.000	2,500.000	2,500.000	15,000.000
46,800.000	46,800.000	41,100.000	41,100.000	280,800.000
65,900.000	65,900.000	58,500.000	58,500.000	395,200.000
4,500.000	4,500.000	4,500.000	4,500.000	27,000.000
102,483.480	100,205.560	63,300.790	63,119.390	542,623.560
18,428.400	16,899.470	14,595.100	14,796.120	105,881.750
4,617.310	19,340.920	13,196.770	17,260.710	72,188.060
22,822.100	18,586.200	14,204.600	11,721.550	121,077.600
3,550.050		88.930	5,272.110	20,507.410
		71,555.000	72,297.000	143,852.000
457,851.340	460,982.150	469,791.190	2,629,349.345	4,993,662.815
40,050.000	47,050.000	43,550.000	43,550.000	242,549.840
257,000.000	257,000.000	257,000.000	257,000.000	1,584,266.600
44,900.000	41,400.000	41,150.000	42,150.000	260,900.000
155,274.980	225,705.470	119,163.940	126,893.294	1,094,828.344
79,418.020	54,731.010	62,809.880	70,924.390	405,887.640
59,905.000	58,660.000	58,660.000	62,530.000	366,565.000
18,120.000	15,000.000	41,395.200	15,000.000	106,225.200
25,647.350	17,328.300	28,508.100	11,740.500	132,991.250
14,032.000	14,048.400	13,823.500	14,036.400	83,482.600
50,550.000	50,550.000	50,550.000	48,900.000	291,050.000
12,075.000	24,075.000	11,250.000	21,825.000	112,875.000
2,025.340	1,072.500	2,020.110	993.170	9,261.800
5,361.620	11,001.630	9,831.970	4,692.470	45,290.548
490.720	163.590	164.970	326.180	1,904.480
764,850.030	817,785.900	739,877.670	720,561.404	4,738,078.302
-306,998.690	-356,803.750	-270,086.480	1,908,787.941	255,584.513
57,147,528.287	56,790,724.537	56,520,638.057	58,212,196.968	

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態（松本）

第3表 大元方（明和7年～安永1年）の収入支出表

		明和7年上期	“ 下期
収 入	寅卯辰3カ年功納之外延銀 本店		
	“ 両替店	貫 匁	貫 匁
	功 納 本 店	56,250.000	56,250.000
	“ 両替店	100,000.000	100,000.000
	“ 向 店	30,000.000	30,000.000
	“ 松坂店	2,500.000	2,500.000
	臨時納 本 店	52,500.000	52,500.000
	“ 両替店	73,200.000	73,200.000
	“ 向 店	4,500.000	4,500.000
	有家宿賃取立高 江戸	114,221.730	99,292.610
	“ 大坂	22,474.600	18,688.060
	利足入払差引ノ取方	9,817.210	7,955.110
	御為替徳用入	31,864.200	21,878.950
	河州新田収納	11,596.320	
且那衆御賄料式割返り 収 入 計	508,924.060	466,764.730	
支 出	且那衆御隠居料	30,799.840	37,550.000
	“ 御賄料	299,266.600	257,000.000
	“ 御惣領御末子并御娘分入用銀	46,000.000	45,300.000
	仲ケ間出シ切	334,365.770	133,424.890
	御屋舗方附届入目	81,330.370	56,673.970
	且那衆名目役料	66,905.000	59,905.000
	“ 江戸上下路金	14,700.000	2,010.000
	“ 於江戸大坂小遣雑用	27,734.200	22,032.800
	店々役料	13,493.700	14,048.600
	元ノ名代役料	44,575.000	45,925.000
	元ノ隠勤料并名代御合力	21,825.000	21,825.000
	御 合 力	2,096.930	1,053.750
	諸方下屋舗入目	9,434.498	4,968.360
	大元方会所小払	495.750	299.270
	支 出 計	992,986.658	702,016.640
	延 銀	-484,062.598	-235,251.910
	有銀総額	57,689,778.887	57,454,526.977

手代ども
(以下省略)

この「申合之定書」の第一条では、「銘々持分」となった簡単な事情と、分割の仕方について述べ、以下諸貸金、積金、御用家質の当面の処理にふれている。ここでの「持分」の趣旨は、この時期の経営困難の状況を乗りきるために、これまで的一致(共有)の仕組みをくずし、持分によってそれぞれが再建に努力し、その上で、ふたたび一致したいと述べているのである。このように、宝永七年に成立した大元方結合の原理を変えた、安永三年の「店々持分一件」を理解するために、まず元文二、三、四年(一七三七〜一七三九)と明和七、八、安永元年(一七七〇〜一七七二)の大元方の収入と支出の内容について検討してみたい。

元文二〜四年の大元方収入を第二表⁽³⁾からみると、(1)本店、両替店からの功納および臨時功納、(2)三年臨時勘定延銀、(3)江戸、大坂の家賃収入、(4)新田からの小作料収入、(5)その他(御為替方収入、利足収入など)に分けることができる。

(1)の功納高は三カ年六期をとおしてほとんど変化していないといつてよい(本店臨時納入の漸減はあるが)。この(1)を除いた各項目は、ある時期の利足収入を除いては全収入のなかであまり大きな比重はないといつてよいだろう。三カ年六期を通して恒常的に、しかも全体のなかで比重が高いのは功納、臨時功納であるが、三カ年をとおしての全収入のなかで、圧倒的に大きな比重を占めるのは、元文四年暮の決算のさいに行なわれた三年臨時勘定からの収入(店々功納外延銀入)である。三カ年合計銀高に対する本店、両替店からの三年勘定延銀高の比重は六六・四パーセントに達する。また三年臨時勘定を含めて大元方へ納入した金額を店ごとにとみると、両替店に比して本店の利益金高の多さが注目されよう。

つぎに安永三年の「店々持分一件」のおこる直前の状況をみるために、明和七、八、安永元年の大元方の収入を第三表⁽⁴⁾からみてみよう。家賃、利足、御為替方、新田等からの金額や全体のなかでの比重はそれほど変化はない。また功納

は全く変わららず、臨時功納は両替店が増加し、本店は減っている。この明和末年の収入でもっとも変わったものは臨時功納の増減傾向にみられるように、本店利益の減少と、両替店利益の増加であり、その結果が、安永元年暮の三年勘定のさいに大元方へ納入された額（「寅卯辰三ヶ年功納之外延銀入」）に現われている。三ヶ年六期の全収入に占める三年勘定の延銀（両店合計）の比率は四三・一パーセントになっており、元文期にくらべて急速な低下を示していることである。その低下の理由は、両替店が増加傾向にあるとはいえ、本店が急速に利益を減少していることからおこっていることは明らかである。

以上の検討から、功納、臨時功納をはるかに上廻る三年臨時勘定延銀の比重が大元方収入にとってきわめて大であること、また本店からの延銀が元文期から明和期にかけて急速に減少していることを指摘することができよう。つぎにこれらの点を大元方支出の面から検討しておこう。大元方収支を検討する目的の一つは三井家（大元方）の貨幣財産は具体的にどのようなようにして増加していったのかということである。大元方の支出項目を大別すると、(1)三井家同苗への賄料、隠居料、子弟入用銀、役料、(2)三井家名目で共同支出となる費用（「仲ヶ間出し切」「御屋舗方附届入目」）、(3)同苗の営業部門での活動（江戸、大坂への路用、小遣）、(4)店々重役への給料、隠勤料の支払その他（大元方会所費用等）に分けることができよう。当面それぞれの項目ごとについての検討、あるいは元文期と明和期の額の比較（とくに(1)、(2)等での増額）は後に必要あるかぎり（同苗借財の問題）ふれることにする。こゝで重要なのは元文、明和期のいずれの場合も、収支の差額についての検討である。すなわち元文の三ヶ年六期のうち、五期は収支の差引きが赤字であり、その差引き赤字分は結局のところ有銀の総額から引かれており、総資産額の減少をもたらしているのである。このことは通常の収支両面の構成からでは、差引尻の赤字、有銀総額の減少という事態は必然的であった。すなわち毎季納入される功納金中心の収入はそもそも経常費を賄うただけであって、有銀総額の増額をもたらしていないのである。したがって近世中

明和7～安永元年	
明和7年京江戸大坂利入	1,700,471.461
明和8年 "	1,665,303.401
安永1年 "	1,496,403.468
歩切賃, 小判値違改賃	125,950.555
糸店延銀(3カ年)	191,598.000
間之町店(")	57,738.845
計	5,237,465.730
明和7年京江戸大坂利足払	667,524.992
" 8年 "	675,901.415
安永1年 "	660,369.538
御為替上納入目掛り物	63,919.485
御為替方付届	175,103.640
店前入用	113,393.543
賄方入用	252,320.095
役料	196,938.750
功納	600,000.000
計	3,405,471.458
差引計	1,831,994.272
十分一引	183,100.000
三カ年臨時功納	395,200.000
忠銀除	88,132.500
京都店要銀積	60,000.000
江戸店要銀并普請銀積	50,662.500
大坂店要銀積	40,000.000
江戸大判値違携	8,171.517
差引残(功納之外延銀)	1,006,727.755
年賦納残り	4,098,646.863
二口計	5,105,374.618

期をとおしてみられた三井家の貨幣財産の増加は、直接的には三年ごとに決算される臨時勘定延銀でなされているのである。第二表、第三表の最下欄にある各期末の有銀総額の動きをみれば、有銀総額の増加が三年臨時勘定延銀の計上と結びついていることを知ることができよう。言葉を変えれば第四表に示されたように営業店(両替店の場合)の計上利益のほとんどは三年臨時勘定延銀として大元方へ納められており、したがって三年臨時勘定からの収入減少は直ちに蓄積基盤の変化、ひいては大元方の貨幣財産の蓄積が困難となつていったことを示しているといえるのである。

元文年間と明和年間との大元方の収支面の比較から注目すべき二、三の問題点を指摘してきたが、つぎに簡単に資産構成の変化をみておこう。元文と明和の大元方資産の構成を比較してみても気付いた二、三の点を指摘するとつぎのとおりである。(1)資産

総額はほゞ倍近く増していること、(2)幕府、諸大名への御用金、調達金は総額の二五・五パーセントも計上されていること、(3)同族の借財が総額の一〇パーセント前後に達してい

第4表 両替店の3カ年総損益計算（三年臨時勘定）

元文2～4年		
収入	元文2年3カ所利足入高	1,041,382.541
	“ 3年 “	1,335,947.374
	“ 4年 “	1,821,040.803
	歩切賃、小判値違改賃	63,862.768
	計	4,262,233.486
支出	元文2年3カ所利足払	308,613.724
	“ 3年 “	410,839.529
	“ 4年 “	608,166.004
	御為替江戸上納入目掛り物	25,489.110
	御為替方付届入目	156,667.437
	店前入用（3カ所）	111,537.370
	賄入用 “	208,330.620
	役料 “	113,905.000
	功納 “	600,000.000
	計	2,543,548.794
利益金 控除	差引計	1,718,684.692
	十分一引	171,800.000
	三カ年臨時功納	108,000.000
	要銀積	455,722.950
	忠銀除	78,385.000
	差引残（功納之外延銀）	904,776.742
	年賦納残	687,850.069
	二口計	1,592,626.811

どの絶対額はたしかに増加しているが、全資産に占める比重は元文期と明和期ではそれほど変わっていない点からみると、ほゞこの時期を通して一貫した比率を占めていたということがいえよう。それに反し幕府、諸大名の御用金、調達金の存在は経営にとって相当大きな圧迫となったであろうことを否定することはできない。とくに紀州徳川家への調達金は全資産の二〇パーセントをこえてとくに大きい。この大名への貸付は宝永、正徳期にはほとんどなかったが、享保期以後しだいに増加してきたものである。また同苗の借財増加は、その負債処理をめぐって同苗間の対立がおこり、ひいては安永持分一件へと発展していった一つの大きな理由でもあるだけに、その意味を軽視することはできない。(6)

ること、(4)現金、穴蔵金などは同じく一八・六パーセントもあること、などである。元文期とくらべて明和期の資産構成でプラスとなっているものは現金、穴蔵金の元文期に比べての増加である。たゞ穴蔵金な

このように三井家の大元方の資産構成は大名貸や同苗借財などの不良資産が急速に増加していつていっていることがわかう。このことはしたがって、主として三年臨時勘定での貨幣財産の蓄積のかんりの部分が、結局のところ前記の不良資産の増加部分に喰われていったことを意味していよう。安永持分一件による全資産を三分割し、同苗はそれぞれに所属されたことは、以上述べたような経済事情と密接な関連があったことはいうまでもない。安永持分一件の主唱者であり、両替店一卷を管理した次男家（伊皿子家）の三代高登はつぎのように述べている。⁷⁾

其砌元方段々打続不勘定、両店は通用の利足空に成、元方入払出来不申候、銘々元高次第に減少いたし候付、色々内談の上宗山申出候は銘々の元高を割、持分を拵候ては如何と申事故、幸の事と存、近来呉服店甚不景氣商向存候様にも無之、殊更本店向不取しまり故、実は取のき度心底、其上遺書の訳も有之故、宗点申合、於元方いだし、只今の通持分け申候、（中略）両替店、向店、糸店、間の町など取引持分方申合物事質素に儉約いたし、次第に家富候様長の計策いたし候方行末安心の筋に存引別れ候事にて候

安永三年の「店々持分一件」の事情は、右の史料からうかがわれるように、本店、両替店の商況不振にともなう大元方の入払不勘定が、同苗各人の元高を減少させており、そのことが持分一件をおこさせていたのであろうことを示している。なお、ここでは本店一卷をむしろ三井家から切離すことまで考えられていることは注目しに値しよう。

宝永七年に成立した大元方は、高収益をあげている本店一卷を軸にして、それに両替店一卷をもって構成され、定額の功納金をもって日常経費を賄い、貨幣財産の蓄積は巨額な三年臨時勘定延銀で行われていた。そのかぎりでは大元方は本店、両替店から計上利益のほとんどを吸いあげ、そこに蓄積された豊富な資金でもって本店、両替店の経営を支配していったのである。しかし享保期を過ぎるころより、大元方の資産構成は不良化の傾向をみせはじめ、さらに致命的なことは、これまで大元方と密着し、巨額な利益金をあげていた本店の経営（利潤抽出の条件）が宝暦期を境として悪化してきたことである。本店経営の悪化は、大元方の収入を減少させ、したがって有銀総額の伸びを抑えることになつた。このような事情のもとで、とにかく一応順調な発展をみせていた両替店一卷の同苗、支配人などが中心となつて

「店々持分一件」がおこされたのである。三井家の家制と営業全般を支配した大元方は、宝永七年成立から安永三年「店々持分一件」に至る期間に、三井家の貨幣財産の蓄積の要めの役割りを果してきたが、その後半において発生した矛盾からついに三分割のやむなきに至ったのである。この後の「持分時代」の大元方、あるいは寛政九年に一致（共有復活）後の大元方の性格を、右に述べたこの成立当初の大元方との比較においてみていこう。

- (1) 大元方の成立については、とりあえず『三井銀行八十年史』を参照されたい。
- (2) 三井文庫所蔵史料 一一七二―一八「御所務御配当御書物之写」
- (3) 同右 続二九〇二―二九〇七「大元方勘定目録」
- (4) 同右 続二九六四―二九六九 同右
- (5) 同右 続二四一九、「己午末三年勘定」、「寅卯辰三年勘定」
- (6) 以上の大元方の資産、負債構成の検討は尨大な資料となるので別稿で詳細に述べたい。
- (7) 「稿本三井家史料 伊皿子家第三代高登」七〇、七一頁
- (8) この転換の時期を宝曆期とすることの根拠は、三井文庫所蔵史料 別六六五「証番状」にみえる江戸本店、向店、一丁目店の営業不振の状況からである。

安永三年以後の「店々持分」時代について、あるいは寛政九年に「持分」制度が解消して大元方が再び復活していった事情などについては、いづれ必要のかぎり取扱うことにして、大元方復活後の問題点を、前にみた収支勘定、資産構成の点などから検討していってみたい。まず収支面の検討からはじめていくが、取上の時期は天保一〇～一二年（一八三九～一八四一）、安政元～三年（一八五四～一八五六）、慶応一～明治元年（一八六六～一八六八）の三時期をとってみたい。まず第五表で天保改革直前の天保一〇～一二年の大元方収入をみると、すでにみたところの元文期、明和期の大元方収入の内容とかなり性格がちがっていることがわかる。それは(1)功納関係では両替店が功納、臨時功納名儀では納めず、「当季納」という一定額の功納金を大元方へ渡していることに注目したい。この三カ年の間で本店は一カ年平均で

天保11年上期	“ 下期	天保12年上期	“ 下期	3カ年合計
56,250.000	56,250.000	56,250.000	56,250.000	337,500.000
30,000.000	30,000.000	30,000.000	30,000.000	180,000.000
3,000.000	3,000.000	3,000.000	3,000.000	18,000.000
49,000.000	49,000.000	44,100.000	44,100.000	295,000.000
4,500.000	4,500.000	4,500.000	4,500.000	27,000.000
210,250.000	210,250.000	215,150.000	215,150.000	1,260,500.000
250,000.000	250,000.000	250,000.000	250,000.000	1,500,000.000
72,456.080	77,487.980	88,634.060	84,876.680	467,913.960
9,549.080	10,335.980	11,279.250	10,167.580	56,956.530
	33.750			1,781.250
	1,115.020			44,234.520
685,005.160	691,972.730	702,913.310	698,044.260	4,188,856.260
23,145.640	18,931.950	20,894.660	18,907.316	128,706.727
11,760.000	11,760.000	12,319.900	10,560.000	70,559.900
174,500.000	174,500.000	222,500.000	193,600.000	1,109,725.000
30,848.000	30,848.000	30,628.000	29,188.000	248,360.000
126,380.120	130,865.210	229,403.960	158,129.300	872,642.480
64,035.440	42,285.550	60,540.000	56,086.180	316,414.600
30,035.200	30,035.200	30,130.200	30,130.200	183,153.200
7,043.800	3,799.850	6,900.000	2,831.800	29,200.450
21,046.500	14,837.200	20,142.500	16,348.600	106,531.950
10,432.900	11,257.700	9,458.300	9,612.800	62,335.800
36,832.500	38,380.500	39,963.750	41,569.800	212,324.000
4,223.750	3,380.000	3,735.000	3,127.500	26,553.750
5,440.000	6,160.000	7,140.000	6,840.000	39,420.000
4,643.510	4,290.640	4,934.650	3,403.440	25,515.450
1,427.580	838.340	1,918.730	710.710	7,131.740
551,794.940	522,170.140	700,609.650	581,045.646	3,438,575.047
133,210.220	169,802.590	2,303.660	116,998.614	750,311,213
32,848,289.700	33,018,092.290	33,020,395.950	33,137,394.564	

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態（松本）

第5表 大元方（天保年間）の収入支出表

		天保10年上期	“ 下期
収 入	功 納 本 店	貫 匁 56,250.000	貫 匁 56,250.000
	“ 向 店	30,000.000	30,000.000
	“ 松坂店	3,000.000	3,000.000
	臨 時 功 納 本 店	54,400.000	54,400.000
	“ 向 店	4,500.000	4,500.000
	当 季 納 本 店	204,850.000	204,850.000
	“ 両替店	250,000.000	250,000.000
	有家宿賃入 江 戸	72,858.780	71,600.380
	家方宿賃入 大 坂	4,178.630	11,446.010
	利足入口々		1,747.500
	臨 時 入		43,119.500
	計	680,037.410	730,913.390
	支 出	利足入払之口払方	12,270.540
旦那衆御隠居料		13,680.000	10,480.000
“ 御賄料		170,125.000	174,500.000
“ 御惣領末子娘分入用銀		29,824.000	97,024.000
仲間出シ		146,688.870	81,175.020
御屋舗方附届入用		56,214.430	37,253.000
旦那衆名目役料		32,787.200	30,035.200
“ 江戸大坂伊勢上下路用		2,700.000	5,925.000
“ 於江戸大坂小遣雑用		16,462.400	17,694.750
店々役料		10,675.400	10,898.700
元ノ名代役料		28,582.500	26,994.950
元ノ隠勤料		5,523.750	6,563.750
御 合 力		6,000.000	7,840.000
諸方下屋舗入用		3,483.270	4,759.940
会所小払大元方用		733.610	1,502.770
計		535,750.970	547,203.701
	延 銀	144,286.440	183,709.689
	有銀総額	32,531,369.791	32,715,079.450

安政2年上期	“ 下期	安政3年上期	“ 下期	3カ年合計
56,250.000	56,250.000	56,250.000	56,250.000	337,500.000
30,000.000	30,000.000	30,000.000	30,000.000	180,000.000
5,000.000	5,000.000	5,000.000	5,000.000	30,000.000
52,500.000	46,200.000	41,500.000	41,500.000	286,600.000
4,500.000	4,500.000	4,500.000	4,500.000	27,000.000
1,500.000	1,500.000	1,500.000	1,500.000	9,000.000
136,750.000	143,050.000	42,750.000	42,750.000	638,900.000
250,000.000	250,000.000	250,000.000	250,000.000	1,500,000.000
50,023.620	41,373.220	45,632.400	52,428.470	303,912.340
5,375.970	8,663.000	8,773.100	11,209.760	48,033.500
			4,208.050	5,656.590
			42.730	26,702.730
591,899.590	586,536.220	485,905.500	499,389.010	3,393,305.160
23,342.400	23,610.280	27,553.940	36,211.210	173,842.310
10,688.000	10,688.000	7,420.000	7,200.000	53,769.200
116,380.000	116,380.000	113,175.000	113,175.000	721,993.500
24,276.000	23,296.000	17,340.000	17,340.000	128,508.000
164,735.770	162,703.560	91,331.620	225,657.300	806,462.790
45,764.850	38,401.830	40,907.660	39,632.410	239,600.760
15,372.000	19,224.800	14,076.000	13,026.000	90,124.400
14,633.700	11,708.400	11,902.200	12,356.600	77,048.900
9,313.000	9,653.500	9,104.000	9,429.800	56,961.300
24,907.500	25,603.430	19,561.250	18,373.750	145,966.780
8,253.700	7,777.450	7,053.750	7,053.750	46,820.800
13,235.000	14,195.000	10,835.000	10,725.000	78,251.900
4,178.810	13,484.470	2,595.560	2,788.350	31,360.310
463.800	556.100	534.900	722.200	4,570.900
6,696.830	3,727.700	6,249.930		20,136.340
4,695.000	578.000	330.000	5,195.000	10,798.000
486,966.360	481,588.520	379,970.810	518,886.370	2,686,216.190
104,933.230	104,947.700	105,934.690	-19,497.360	707,088.970
37,089,483.411	37,194,431.111	37,300,365.801	37,280,868.441	

第6表 大元方（安政年間）の収支計算

		安政元年上期	“ 下期
収 入	店々功納 本店	56,250.000	56,250.000
	“ 向 店	30,000.000	30,000.000
	“ 松坂店	5,000.000	5,000.000
	店々臨時功納 本店	52,400.000	52,500.000
	“ 向 店	4,500.000	4,500.000
	“ 松坂店	1,500.000	1,500.000
	両店当季納 本店	136,850.000	136,750.000
	“ 両替店	250,000.000	250,000.000
	有家宿賃入 江戸	58,082.240	56,372.390
	“ 大 坂	8,569.540	5,442.130
	利足入払差引徳	1,448.540	
	臨 時 入	860.000	25,800.000
計	605,460.320	624,114.520	
支 出	金相場差引損	32,430.460	30,694.020
	旦那衆御隠居料	8,280.000	9,493.200
	“ 御賄料	125,498.000	137,385.500
	“ 惣領末子娘分入用銀	22,680.000	23,576.000
	仲間出シ切	72,787.090	89,247.450
	屋敷方附届入用	39,912.470	34,981.540
	旦那衆名目役料	14,212.800	14,212.800
	“ 於京江戸大坂小遣雑用	12,598.400	13,849.600
	店々役料	9,313.000	10,148.000
	元ノ名代役料	25,878.750	31,642.100
	元ノ隠居料	7,685.600	8,966.550
	御 合 力	13,235.000	16,026.900
	諸方下屋敷入用	4,472.850	3,840.270
	大元方会所小払	1,118.900	1,175.000
	利足払方		3,461.880
	旦那衆江戸大坂伊勢上下路用		
計	390,103.320	428,700.810	
	延 銀	215,357.000	195,413.710
	有銀総額	36,789,136.471	36,984,550.180

慶応3年上期	“ 下期	明治元年上期	“ 下期	3 年合計
56,250.000	56,250.000	56,250.000	56,250.000	337,500.000
30,000.000	30,000.000	30,000.000	30,000.000	180,000.000
5,000.000	5,000.000	5,000.000	5,000.000	30,000.000
46,200.000	46,200.000	41,600.000	41,600.000	278,200.000
4,500.000	4,500.000	4,500.000	4,500.000	27,000.000
1,500.000	1,500.000	1,500.000	1,500.000	9,000.000
150,000.000	150,000.000	150,000.000	150,000.000	797,000.000
150,000.000	150,000.000	150,000.000	150,000.000	797,000.000
213,050.000	213,050.000	217,650.000	217,650.000	1,277,300.000
250,000.000	250,000.000	250,000.000	250,000.000	1,500,000.000
23,648.660	25,393.860	38,265.860	48,498.830	195,338.400
			345.720	345.720
			18,170.950	18,170.950
			72,000.000	1,992,000.000
				120,000.000
930,148.660	931,893.860	944,765.860	1,045,515.500	7,558,855.070
8,978.120	7,829.730	11,118.080	6,714.300	51,337.770
35,507.920	83,772.520	1,154.450		455,043.700
11,149.600	11,149.600	12,890.800	11,149.600	66,970.000
296,932.500	296,932.500	343,470.500	296,932.500	1,771,245.500
22,176.000	22,456.000	19,880.000	19,740.000	130,284.000
326,817.340	235,509.450	109,224.280	97,926.450	1,266,603.410
100,595.600	100,885.010	78,882.370	57,535.640	513,347.040
18,356.800	18,356.800	18,356.800	18,356.800	110,140.800
4,200.000	9,247.500		11,130.000	30,949.200
22,961.000	23,391.550	25,231.200	25,628.300	153,004.050
15,791.400	19,415.800	16,201.100	15,639.200	96,598.600
58,910.500	60,200.500	70,746.400	59,353.100	358,626.200
2,250.000	2,250.000	5,437.500	2,212.400	18,562.400
30,052.000	30,052.000	35,060.600	30,772.000	185,880.600
5,496.350	7,084.000	3,155.750	3,699.350	
7,994.150	9,582.400	8,233.600	7,145.000	
968,169.280	938,115.360	759,043.430	663,934.640	5,292,831.770
-38,020.620	- 6,221.500	185,722.400	381,580.860	2,266,023.270
40,298,439.370	40,292,217.890	40,477,940.300	40,859,521.160	

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態（松本）

第7表 大元方（慶応2～明治3）の収入支出表

		慶応2年上期	” 下期
収 入	功 納 本 店	56,250.000	56,250.000
	” 向 店	30,000.000	30,000.000
	” 松坂店	5,000.000	5,000.000
	臨 時 納 本 店	51,300.000	51,300.000
	” 向 店	4,500.000	4,500.000
	” 松坂店	1,500.000	1,500.000
	別 納 本 店		197,000.000
	” 両替店		197,000.000
	当 季 納 本 店	207,950.000	207,950.000
	” 両替店	250,000.000	250,000.000
	有家宿賃入 江 戸	39,799.360	19,731.830
	” 大 坂		
	金 相 場 徳		
	臨 時 金 入 両替店	1,920,000.000	
” 本 店	120,000.000		
計	2,686,299.360	1,020,231.830	
支 出	利足払方	9,139.110	7,558.430
	金相場差引損	105,415.470	229,193.340
	旦那衆御隠居料	9,480.800	11,149.600
	” 御賄料	240,045.000	296,932.500
	” 惣領末子娘分入用銀	23,436.000	22,596.000
	仲ヶ間出シ切	208,874.910	288,250.980
	御屋舗方附届入用	72,518.720	102,929.700
	旦那衆名目役料	18,356.800	18,356.800
	” 江戸大坂伊勢上下路用	2,852.900	3,518.800
	” 於京江戸大坂小遣雑用	28,847.000	26,945.000
	店々役料	13,922.600	15,628.500
	元ノ名代役料	47,869.800	61,545.900
	元ノ隠居料	3,206.250	3,206.250
	合 力	26,292.000	33,652.000
	諸方下屋敷入用	119.000	18,124.400
	大元方会所小払	4,604.500	8,248.200
	計	815,732.660	1,147,836.400
	延 銀	1,870,566.700	-127,604.570
	有銀総額	40,464,064.561	40,336,459.991

七〇五貫九九九匁に対し両替店は五〇〇貫目である。(2)もっとも重要な変化は三年目ごとに行なわれた三年臨時勘定延銀の大元方へのくり入れが全くなくなっていることである。(3)新田小作料の収入がなくなっている、またその他部分がほとんどみられなくなっていることである。このように大元方の収入は、三年臨時勘定延銀がなくなり、両替店が定額の「当季納」しか納めなくなったことによって、安永持分一件以前にみられたような、三井家(大元方)の急速な貨幣財産の蓄積が不可能となったのではないかということ、このことはまた毎季の収支勘定に伸縮性が欠けてきていることを意味しているのである。

こうした性格は安政期に入っても、ほとんど変化していないといつてよい。(2)第六表によると本店一巻の功納、臨時納、当季納の一カ年平均は一〇〇二貫八九九匁であるのに対して、両替店からの当季納はいぜんとして五〇〇貫目ちようどである。本店は天保期にくらべて大元方への功納金を増加させていっているのに対し、両替店の大元方に対する功納高は、まったく不変である。慶応末年における大元方への功納金高をつぎの第七表でみると、本店が九七八貫六六匁、両替店は七六五貫六六匁である。両店の差はかなりせばまっているが、いぜんとして本店が両替店より多く功納金を入れている。この慶応期の特徴は、この功納金額のほかは、家賃収入を含めてその他の収入がまったくなっていることと、本店、両替店から別納と臨時金入という臨時収入がみられていることである。前者は「諸色高直ニ付御宅々入払難整、仍而別納」という理由が示されているところからみると、これは三井各家への賄料、役料の支給額が、慶応年間における物価騰貴の状況に見合わないため、日常経費の増額にあてる臨時納の一つと思われる。後者の「臨時金入」は慶応二年七月と明治元年一二月勘定に本店、両替店から納入されているが、この「臨時金入」は冒頭に本店が運転資金の欠乏を補うため、大元方を通じて両替店から借受けた事例をみたしており、主として本店の運転資金にあてるためであるから、本店からはわずかに一二五貫目であるが、両替店は実に一九九七貫目を大元方へ提供しているのである。

これまで検討してきたごとく、寛政九年（一七九七）の大元方一致以後、大元方の収入は三年勘定による貨幣財産の蓄積はみられず、収入は功納金以外は期待できない状況であった。両替店は定額の当季納だけを納めるといいうように大元方との関係を単純化していた。この矛盾が結局慶応期における「臨時金入」という形で両替店から大元方へ巨額な資金融通が必要となったのである。このような状況のもとで、三井家の貨幣財産の蓄積は、経常費支出の極度のきりつめによって、毎季わずかながら延銀を出し、それによってかろうじて有銀総額の増加がなされているのである。天保期以降、頒発する同苗への賄料・役料などの定額の規制、奢侈の禁止などをうたった儉約令によって、できるだけ経費を切り詰めていこうとしている大元方の方針は、極言すればそれが唯一の貨幣財産維持の方法でしかなかったことを知ることができよう。

このような大元方の収支両面の動きの上になつて、天保、安政、慶応の各時期における大元方の資産構成をみておこう。寛政九年の大元方一致後、資産部分からこれまで所持していた現金、穴蔵金をはき出して大名貸とくに紀州藩や同苗の借財を付替え、あるいはきりすてて不良資産を減少させている。それとともにこれまで資産に評価していなかった不動産を沽券高によって計上し、資産額を増加させ、資産内容の健全化をはかった。このような処理にもかかわらず、天保期において同苗の借財はふたたび全資産の一九パーセント弱という高率を占めており、化政期、天保前期における増加を指摘することができる。この同苗借財と幕府御用金は、天保期、安政期にかけては二五〇パーセント台を占め、経営を圧迫していた。⁽⁴⁾慶応期に入ると、第一表のごとく幕府御用金、諸大名（とくに紀州家）への調達金、同苗の借財などの比重はさらに高まっている。なお大元方の収支計算の検討のさい述べたように、両替店への繰替金が減少しているのに反し、本店への融資は急増していることはいうまでもない。

これまで述べたことから容易に理解できるように、寛政九年の一致以後の大元方の性格は、宝永〜安永期までの

大元方のそれと同一ではない。とくに三井家の貨幣財産の蓄積が、三年臨時勘定からの延銀が入らなくなったことで、急速な増加を不可能にしたことは重要である。毎季の大元方収支の差引戻は極度の支出制限によってかろうじて延銀を出しているという状況である。資産構成からみても、領主層への御用金、調達金負担の過重、同苗借財の累増などの不良資産が大きな比重を占めている。穴蔵金などの積立金がすでに枯渇している段階では新たな繰替金（運転資金）の要求に応えることはできない。新たな資金が必要ならば、既存の大元方の機構外からの導入を期待しなければならなかったのである。

以上、大元方の性格をみるため元文期と明和期の収支勘定、資産構成をみて、安永三年の「店々持分」一件へ帰結する動きを検討した。ついでその後の変化をみるために、天保期、安政期、慶応期の三時点をと、ほぼ同じ方法でどのように大元方の性格が変わっているかをみてきた。つぎに寛政九年の一致以後の大元方の性格をより具体的に検討していつてみたい。

- (1) 三井文庫所蔵史料 続三二〇二〜三二〇七「大元方勘定目録」
- (2) 同右 続三二二三二、続三二二三三、続二四〇六、続二四〇七、同右
- (3) 同右 続二四一五〜二四一七 同右
- (4) 以上の大元方の分析は『三井銀行八十年史』による

四、近世後期における三井家大元方の問題点

寛政九年（一七九七）に復活し、維新时期まで続いた大元方の性格を評価するため、つぎに述べる三つの問題を意識しながら検討していつてみたい。第一は寛政一致当時において大元方をどのように復活させようとしたのか。すでに述べたように、一致以後の両替店からの功納は安永三年（一七七四）以前の大元方時代とちがっているが、どのようにしてなっ

たのか。第二は、大元方と本店、両替店の関係について。これは本店、両替店に対して三井家としての巨大な貨幣財産を管理する機構である大元方はどのような役割りを果しているのかを考えることになろう。第三に、この期間の大元方と両替店との関係について。とくに両替店の積立金（内部保留）による大元方への融資を考えたい。

すでに述べたように、安永三年の「店々持分一件」は、大元方のもとの本店、両替店営業の比重の変化、賄料をめぐる同苗間の対立が原因となっておいたのであるが、こうした動きは持分時代をとおしてどうなっていただろうか。安永九年（一七八〇）店々持分けの主唱者である伊皿子家の高登と対立していた南家の高業は持分時代の全般的な状況についてつぎのように述べている。¹⁾

「一、手前同苗中持分し、其持分之店勵合之儀、先達申渡之通ニ有之、何れも承知之通ニ有之候、然るニ右持分相分し候後、何とやらん諸事はだゞに相成、氣之毒成物ニ有之候、当時如比ニ候得バ、年月を経候ハゞ猶更之事ニて如何様ニ可相成哉、歎ケ敷事ニ候、仍而只今之内、何とぞ前々之通一致之結び合致度ものニ候」。こゝに記されているとおり、「持分し相分候後、何とやらん諸事はだゞに相成」という評価が、「店々持分一件」以後数年たった後の評価だとすれば、持分によっても前述した高登の期待した方向へはいかず、問題は解決していないといえよう。とはいえ、この持分時代のもとで本店と両替店とはかなりの差が出ていることに注目しなければならぬ。高業も「両替店筋ハ曾而差障之筋も無之、当時の模様ニて随分工面宜事ニ有之候」と記し、持分時代の両替店が必ずしも大元方の復活にそれほど期待をかけずとも自立していける状況を示していた。これに対し本店は「呉服店薄ク成候而ハ世上ニ三井ト被唱候儀難相成、三井一統之繁昌ハ呉服店事ニ候ヘバ只々大切ニ取計可有之、一統出情ニて江戸本店佐仙貫目商出来候様相成り候節、前々之通り一致ニ結合可申」とあるとおり、三井家の名乗りと呉服業の繁栄が強く結びついており、大元方の復活のためには本店の再建がどうしても必要であることと述べている。このように持分時代において本店と両替店の大元方の必要度はかなりの差があったといえよう。事実、寛政九年の大元方一致の動きに対し

て強硬に反対したのは、両替店一卷に所屬する同苗と重役たちであったことは、本店とくらべて、持分を維持していうとする立場をよく示していよう。

安永三年の「店々持分一件」以後は、右に述べたごとき事情を背景にした、大元方、本店側の強い運動の結果、両替店同苗および重役の反対を押しきって、寛政九年に店々は再び結合して大元方一致（共有）がなされたのである。このとき本店と両替店はどのような大元方をつくらうとしていたのか、この点を功納金その他の大元方への納入金をどのように復活しようとしていたのかということからみていこう。

大元方一致以後、功納、臨時功納、通用利足などをどのように復活しようとしていたのか。寛政九年（一七九七）一一月の史料によれば、⁽²⁾本店は「安永已前仕来之通相分ケ有之年賦納功納前々之姿ニ相納り御座候」というように、ほぼ安永持分一件の以前にもどっていることがわかる。このことは第五表によっても事実であることが確かめられよう。これに対して両替店はさまざまな理由を述べた。とくに「難渋」の理由として、流込み家屋敷の値段が下落していること、また取組み先の難渋多く、新古の塞り物（不定物）が多いなどということ述べている。これを理由にして両替店は元建金、功納金等について、寛政九年の秋に大元方へつぎのように願出ている。

一前件三千八百八拾三貫五拾目之内、貳千貫目前々之通元建御渡被下候時ハ、残銀千八百八拾三貫五拾目通用ニ両替店へかり請利足勘定可仕儀と奉存候へ共、前件新築り高金銀合千六百三拾七貫四百目余引候得は、貳百四拾五貫目余ニ相成申候、此高通用利足相納候様被仰付候ハ、相納候様可仕候得共、安永後目録之所ニては功納并利足等一切私ニ建不申候而當巳春季迄も目録通ニ御座候ニ付、此後功納計相納候而茂別番書附之通ニて十分一も引取申候へ共、目録尻儘ニ相成候而功納利足相納候儀、當巳年々来ル戊午迄六ヶ年之間御用捨被成下目録尻不残相納候様仕度候、右目録尻ニてハ両替店三ヶ所之十分一二抱候儀ハ勿論難仕御座候得共、是迄之御仕法ニ而八十分一も被下置候糸店間之町店之十分一ハ両店目録尻ニて相除申候間両替店とハ別段ニ御座候

（中略）

一右之通ニ御座候得共、此後目録尻宜敷貳百貫目以上ニも相成候ハ、貳百貫目元方江相納、其余残銀ハ両替店へ御貸渡可被下候、通

用利足勘定可仕候尤兩替店遊銀ニ相成御座候節ハ相納可申候間、通用利足御勘定右余銀之利足と御指引可被下候

一 全体兩替店貸付高、大坂にてハ別而相減難洩物多ク前々トハ打利足取入高大ニ減少仕不目録ニ御座候得ハ、此上元手銀減少仕候而ハ猶更手挾ニ相成目録尻も弥減少可仕候間、何分別件御願申上候通式百貫目内々目録尻之節ハ不殘相納式百貫目以上之時ハ式百貫目元方へ相納、余銀ハ兩替店元手銀之余慶ニ相成候様仕度奉願候（下略）

ここで兩替店が主張していることは、元建のほかの通用金は塞り物と差引いてわずかしか計上されないうこと、また功納、臨時功納、通用利足を別々に計算して大元方へ納めるのではなく、一括して二〇〇貫目としたい、それ以上の延銀が出たときは「兩替店元手銀之余慶」として認めてほしいというのである。この一括するということは、享保七年（一七二二）制定以来の大元方の定法と基本的にちがうことはいうまでもない。この兩替店からの要請をうけた大元方は、つぎのような態度をとった。

兩替店比節之勘定にてハ功納、臨時納致候而ハ勘定尻サシ（五〇貫目）、位ニ相成、右にてハ十分一割方等不調依而功納、臨時納末年迄三ヶ年之間用捨、半季セ舟サシ（二五〇貫目）、宛元方納可致旨、尤右セ舟サシ（二五〇貫目）、之外過不足之所ハ、来ル末年三年勘定之節可申談候

大元方としては、兩替店の六カ年間定額（二〇〇貫目）功納という願いを、三カ年間は二五〇貫目という注文をつけたに止まったのである。兩替店としては、二〇〇貫目が二五〇貫目になったとしてもそれほど問題とすべきことではなかった。この二〇〇貫目という数字の根拠は、安永三年の「持分一件」直前の功納一〇〇貫目、臨時納五七貫四〇〇目、通用預り分利足四三貫九四〇目、合計二〇一貫三四〇目が兩替店から大元方へ納入されていたという事実にもとづいているのである。この額から考えると二〇〇貫目ははゞ安永「持分一件」以前と同水準の額ということになるが、実は前述したような三年臨時勘定からの延銀がこゝではまったく考慮されていないことに留意しなければならないだろう。右に掲げた史料の末尾に二五〇貫目でなお不足のさいは三年勘定で相談すると述べ、寛政九年以後の三年臨時勘定の延銀に期待している。ところが、この三年勘定からの延銀が寛政一致以後、大元方へ納入されていないことはすでに述べた

(三年臨時勘定)

安政元～3年		慶応2～明治元年	
安政元年京江戸大坂利足 ^{貫匁} 高	2,077,090.435	慶応2年京江戸大坂利足 ^{貫匁} 高	3,115,833.615
〃 2年 〃	2,020,290.145	〃 3年 〃	3,204,235.180
〃 3年 〃	2,036,603.219	明治元年 〃	3,457,645.310
歩切賃・値違改賃	34,627.112	歩切賃・小判値違改賃	85,141.117
糸店延銀(3カ年)	163,317.475	糸店延銀(3カ年)	62,225.175
間之町店(〃)	20,459.050	間之町店延銀(〃)	47,173.950
計	6,352,387.436	計	9,972,254.347
安政元年京江戸大坂利足 ^{貫匁} 払高	681,596.089	慶応2年京江戸大坂利足 ^{貫匁} 払	987,386.434
〃 2年 〃	701,437.850	〃 3年 〃	928,559.520
〃 3年 〃	691,195.840	明治元年 〃	906,500.649
御為替江戸上納入目掛り物	20,464.394	御為替上納入目掛り物	17,675.540
御為替方附届入目	149,927.708	御為替方附届入目	354,885.170
御印滞物願附届入目	7,757.400	店前諸入用	351,078.266
店前諸入用	147,220.809	役料	345,725.180
役料	139,162.260	御用御貸付金利足納	64,108.800
御用御貸付金利足納	49,363.200	賄方入目	1,189,858.900
賄方入目	271,076.520	銀目廃止ニ付相場喰違高	162,811.760
大坂店持入用	1,668.030	安永以後元方定式納	64,800.000
安永以後元方定式納	64,800.000	元方江半季	150,000.000
元方江半季	150,000.000		
計	3,075,670.100	計	5,523,390.219
差引	3,276,717.336	差引	4,448,864.128
十分一引	327,600.000	十分一引	444,800.000
忠銀除	88,284.000	忠銀除	91,356.000
京都店要銀積	60,000.000	京都店要銀積	60,000.000
江戸店 〃	41,136.000	東京店 〃	53,424.000
大坂店 〃	85,000.000	大坂店 〃	95,000.000
京都店普請銀積	45,000.000	京都店普請銀積	45,000.000
江戸店地代之内積	10,284.000	東京店地代之内積	13,356.000
大坂店抱屋敷償合積	28,500.000	大坂店抱屋敷償合積	20,684.830
江戸店普請銀積	20,568.000	東京店普請銀積	53,424.000
		大坂店箱館方入目	10,096.400
計	706,372.000	計	887,141.230

第8表 両替店の3カ年総損益計算

		天保 10~12 年	
収 入	天保10年京江戸大坂利足	2,056,600.580	貫 匁
	〃 11年 〃	1,954,090.350	
	〃 12年 〃	2,093,543.520	
	歩切賃・値違改賃	55,326.509	
	糸店延銀（3カ年）	323,441.720	
	間之町店延銀（〃）	98,277.900	
	計	6,581,280.579	
支 出	天保10年京江戸大坂利足	755,446.712	
	払 〃 11年 〃	722,325.462	
	〃 12年 〃	744,378.128	
	御為替江戸上納入目掛り物	27,123.560	
	御為替方付届入目	150,567.830	
	御印滞物願7口附届入目	3,331.140	
	店前諸入用	132,828.801	
	役 料	176,575.370	
	御用御貸付金利足納	44,332.800	
	賄方入目	293,077.890	
	逆打諸入用下し賃	802.500	
	逆 打	1,669.500	
	元方定式納6季分	64,800.000	
	元 方	150,000.000	
	計	3,267,259.693	
利益金除 控	差 引	3,314,020.886	
	十分一引	331,400.000	
	忠銀除	87,236.000	
	京都店要銀積	60,000.000	
	江戸店 〃	36,944.000	
	大坂店新要銀積	32,000.000	
	京都店普請銀積	45,000.000	
	江戸店地代之内積	9,236.000	
	大坂店抱屋敷償合積	25,500.000	
	江戸店普請銀積	36,944.000	
	計	664,260.000	

とおりである。この点を天保、安政、慶応の各時期の三年勘定（第八表）からみておきたい。⁽³⁾三年勘定の延銀の算出法は元文期、明和期（第四表）と変わらないといつてよい。三カ年の利足収入合計から(1)支払利息、諸経費等、(2)諸積立金、(3)大元方納入の功納金高、以上の三項目を差引いた残が「残り高」として計上されている。安永三年以前ならば、この「残り高」が「功納之外延銀」として大元方へすべて納入されることになっていたのである。ところが、この「残り高」は延銀としてではなく、両替店の持銀として蓄積されることになったのである。両替店としては持銀の増加に心がけていることは大元方一致以後、はじめて三年臨時勘定が復活した享和二年（一八〇二）の翌年一〇月の史料にうかがえる。⁽⁴⁾寛政一二、享和一、二の三カ年の「余計銀」持銀は一三三貫五〇〇目余であるが、「已秋以後元方納之外紀印様

安政元～3年		慶応2～明治元年	
差引ノ	2,570,345.336 ^{貫 匁}	差引ノ	3,561,722.898 ^{貫 匁}
元方納	1,285,200.000	元方納	1,285,200.000
引ノ残り高	1,285,145.336	引ノ残り高	2,276,522.898
持銀	1,612,745.336	持銀	2,721,322.898
十分一	327,600.000	十分一	444,800.000
引ノ	1,285,145.336	引ノ残り高	2,276,522.898

其外御調達金も多く、前件持銀位にては一向差引も難出来、余程正金減少仕候、何分両替店ニ持銀出来不仕候半而は目録尻宜相成候道理も見得不申様奉存候、此後持銀相増候御仕法ニ被成下度奉願候」と大元方へ願出ている。安永三年以前ならば三年臨時勘定で大元方へ納められ、営業活動拡張の資金として、また備金としての穴蔵金の増加に使われているべき剰余金が、ここでは不良資金、焦付き金の引当てという名目のもとに持銀として両替店に積立られるようになったのである。この両替店持銀の増加ぶりを「両替店勘定目録留⁽³⁾」からみるとつぎのとおりである。文化八年(一八一二)には四一六貫であり、文政八年(一八二五)までには二七三貫にまで増加しており、その後天保年間にかけて持銀をさらに増加させ、弘化元年(一八四四)には実に八三八一貫に達している。この数字は、この時点での大元方からの元建金を含めての融資額をオーバーしていることは注目すべきであろう。

(1) 三井文庫所蔵史料 一四五―一四五「稿本三井家史料南家第四代高業」二五八頁

(2) 以下の史料は三井文庫所蔵史料 一三四九「寛政九年巴秋両替店より元方へ差出し候書附之扣」

(3) 三井文庫所蔵史料 続二四二一、五九二一 各年の三年勘定

(4) 三井文庫所蔵史料 一三四九

(5) 三井文庫所蔵史料 一七六八―一七七四「目録留」

寛政九年の大元方一致のさい、両替店はこうして年限の条件はつけてはいるが、とにかく定額功納だけにしほることになったのである。その後享和元年(一八〇二)春か

第8表 つづき

天保 10~12 年	
差引ノ 元方納 引ノ残り高	2,649,760.886 1,285,200.000 1,364,560.886
持銀 十分一引 引ノ	1,695,960.886 331,400.000 1,364,560.886

方自体が十分にその存立の機能を發揮することが不可能となつていたという点に注目すべきであらう。すなわち大元方一致をみたのは寛政九年（一七九七）であるが、その後文化八年（一八一二）末になつても、なお大元方と両替店の間の関係は決着がついていないのである。文化八年二月「元方調意見書簡」⁽²⁾につきのように記されている。

一此度元方筋調への儀に付両替店勘定申付則差出令一覽候所、右店一卷の取者右の趣にも可有之哉に候得共、先達申立候通諸事如已前相成不申候ては一致建には覆不申候故、元方勘定迎も已前の仕法に相立申度候、夫に付安永持分けの節銘々元方よりかりに相成有之候分は、銘々より持出候はゞ元方おのづから相立候道理候、然共当時指出可申定銀無之に付、右かりの分は両替店持分け中の目録究を以利足為相納可申候、左候はゞ安永の度申合にも相協勘定昔の通一致の趣意も相立候道理に候間、右の通に候はゞ本店筋差支は無之哉其趣相談可被申候、以上

らは二三五貫目、享和三年（一八〇三）秋は二四〇貫目、文化四年（一八〇七）春には再び二五〇貫目と銀高の変化はみられたが、大元方と両替店の関係という点では変わっていない。⁽¹⁾ こうして両替店は利益金の処分を制限し、できるだけ店内で蓄積して「持銀」を増加させ、その額が安永三年当時の額に達すれば、「前々之御仕法之通年賦納も出来可仕候哉」といふ、大元方への年賦返済をすると述べているのである。このように寛政九年以後の両替店は、「難波」を理由にできるだけ利益金を店内に蓄積することをねらいとしているといつてよいであらう。この蓄積が両替店の経営拡大のための資金に使われていったことはいうまでもないが、さらにこのことが後に述べるとおり両替店内部での密建、積金銀という帳簿に現われない穴藏金をも生み出していることと関連づけねばならないであらう。持銀積立は両替店が大元方から相対的に自立の方向をとつていったという点に問題があるだけでなく、こゝでの課題に則していえば大元

ここにも大元方一致（共有）の意味は、元方勘定において安永持分以前の仕法にもどらねば効果がないだろうこと、そのためには大元方からの借入金^{（1）}を明確にして利足を納める必要があること、このように大元方を強化することではじめて「本店筋差支」の問題をカバーすることができる、と述べている。この指摘は明らかに寛政九年の大元方一致当時における暫定的な取極めが依然として継続されていることを示しており、大元方と両替店の関係はいささかも改革されていないといつてよいだろう。天保期以降も、本店の運転資金が必要となる度毎に、大元方は自らの貨幣財産から提供することができず、両替店から借入れねばならなかった事実から推して、大元方が安永持分け一件以前の状態に復帰して強化されたとはとうていいえない。たとえば安政四年（一八五七）本店は当冬の仕入資金として一万両が必要であった。^{（2）}この資金調達は「其度毎金繰いたし遣し、両替店も元方へ永納亦ハ融通等相頼」といわれ、大元方が中心となって調達したかのように記されているが、別の史料によれば、「^{（3）}彼店之所本店立用之儀請味不宜趣ニ付、可相成ハ元方ニて精々繰合せ儀永緒氏迄申試候へとも、冬分之処強而千両位ハ難出来段被申之候ニ付、無是非両替店へ相頼候積」とあり、大元方が調達しうるのはやっと一〇〇〇両くらいで、しかたなく両替店へ頼んだ事情が記されている。こうした事例は決して大元方の資金が一時的に枯渇したのでなく、そもそも本店への資金融通などを安永三年以前の段階のように求めること自体がすでに無理であったといえよう。

ところで、こうした臨時出費に應ずることのできない大元方、本店への資金融通を両替店はどのように捻出したのか。一つは大元方からの繰替金を減らして他へ転用することもあるが、それより直接に使われたのが、さきに述べておいた両替店の密建、積金銀である。この密建金^{（4）}はつぎのようにして成立したのである。すなわち大元方としては、安永

以前のように、自らの内部に巨額の穴蔵金（安永元年約二四万両余）を囲置くことができなくなったが、それに代わって両替店が「目録へ顕不申」密建および積金銀を行なうようになったのである。⁽⁵⁾ 両替店の「積金銀ハ、両替店筋根強ク相成候様、安永三年御持分後取建」てられていたのである。文化一〇年（一八一三）には「二季目録之外」の密建帳は三万二四八六両、積銀帳は七二五九兩一分と銀二四貫目余である。大元方としては穴蔵金などの備金がない状況で、本店の経営危機を救うにはこの両替店の密建金と積銀に目をつけざるをえなかった。もちろん両替店も、積銀は「当店筋非常手当之儀、別而当御時節柄三ヶ所両替店并糸間共大難波之折柄にて右正積入用之程も難計」と難色を示したが、八郎右衛門高福などの要請を拒否しきれず、「此度入御内覧候内積金高之内七万両元方へ永納可仕候間、本店筋融通被仰付」とついに二万両の融通をすることになった。密建金、積銀の文化一〇年以後の増加の状況は明らかでないが、いずれにしろ天保期での経営上昇期にさらに蓄積が進められたことはまちがいないであろう。大元方は本店の運転資金の融通のたびに、冒頭に示したように巨額の資金が両替店から提供されていくのであるが、その資金源としては右に述べたように両替店への繰替金を大元方へ吸収するか、または密建、積銀から融通していかざるをえなかったのである。

これまで主として安永三年の「店々持分一件」、寛政九年の大元方一致前後および幕末期における両替店から大元方への資金提供などについてふれながら、幕末期の大元方の性格をしてきた。右にみてきたように、幕末期の大元方は、両替店資金へ依存することによって危機的事態を回避しえたのであるが、つぎに、それを支えた両替店の資産構成、利益金内容を検討し、この基盤が幕末の変動期においてどのような変化、すなわち解体と新たな再編成への途を歩んでいるのかをみなければならぬ。そして、この体制的な変化がこれまで両替店に実質的に依存してきた大元方をどう変えていったのが問題とされねばならないのである。

〔1〕 三井文庫所蔵史料 一三四九、統一五七〇「乍憚口上寛を以申上候」

(2) 「稿本三井家史料 小石川家第五代高経」八〇頁

(3) 三井文庫所蔵史料 一一一〇「永要録」

(4) 同右

(5) 同右 一一〇九「永要録」

五、幕末・維新时期における両替店経営の動向

両替店一巻は、京都両替店、江戸両替店、大坂両替店、および京都の和糸絹問屋である糸店、問之町店の五店をもって構成されており、京都両替店が本店格として、期末の勘定に集計し、大元方へ提出していた。この両替店一巻のもっとも特徴的な仕組みは、江戸、大坂両地の両替店は（和糸絹問屋の両店も例外ではないが）、元建金はいうまでもなく、繰替金という運転資金の供給などの京都両替店からの融資、または焦付いた不良貸付金などの京都両替店への付替えが行なわれ、さらに江戸、大坂両替店の毎期延金が京都両替店へ集められ、そこで積立金が行なわれるというように、京都両替店へすべてが集中する機構となっていることである。こうした各店間の関係を明示したのが享保七年（一七二二）の「家法式目」⁽¹⁾である。そこに下記のような条項がある。

江戸、大坂両替店ハ元来建銀有之事ニ候得ハ、建銀之外ハ京両替店々右四千貫目之内を以、振合ハ如何様共勝手次第可致候事
但、右両所ともニ他所利付之金銀請込等不罷成儀ハ京両替店々可申渡事

このような京都両替店と江戸、大坂両替店との資金関係での強い結びつきは、大元方と京都両替店との間の店元建、繰替金などを通しての結びつきと同質のものであり、江戸、大坂の両替店経営、京都の和糸絹問屋経営においても、資本金、運転資金、不良資産のほとんどを上部の経営機構に依存している仕組みを見出すことができる。もちろん京都両替店自体でも延為替貸付をしており、そこから計上される利益金も毎期かなりの額に達している。京都両替店はこのよ

うに貸付利息収入とともに江戸、大坂の両替店および京都の和糸絹問屋からの延銀を合算して利益金総計を出しており、いわば一巻の統括的な機能をもつとともに、京都両替店自体の機能をも保持していたのである。つぎに京都両替店への依存の仕組みについて具体的にみていこう。

文化年間、大坂両替店は、大坂堂島の米方両替へ米切手を担保にしての貸付けを行っていた。文化一〇年（二八一三）正月「正米米切手入替」の銀高は二二三一貫八六〇目である。²⁾ 貸付先は鴻池屋庄兵衛、天王寺屋孫七、加嶋屋作次郎、嶋屋利右衛門、米屋伊太郎の五人に限定されており、一件当り貸付銀高は五〇〇貫目、二〇〇貫目ときわめて大きいこと、また「日廻し」の利足をとっている短期の貸付けであり、高利率（一貫目につき日歩〇・一四〜一五%）であることが特徴といえよう。大坂両替店はこの貸付資金を京都両替店に求めていたのである。右の「大福帳」に「別預、切手入替印」という項目があり、京都から期間中の預り高が二四〇〇貫目、渡し高が五〇〇貫目、差引き京都からの借入一九〇〇貫目となっている。大坂での米切手担保の貸付資金のほとんどが京都両替店から別枠の融資によって賄われていたのである。この米切手入替による利息収入は短期融資で利廻りがよいため、文化年間前半にかなりの額になり、大坂両替店総利益のうち三〇〜二〇パーセントをしめるほどであった。³⁾ ところが文化一〇年前後の大坂米市場の変動は米方両替に大きな損害を与えた。すなわち文化一〇年の筑後蔵、同一一年の肥前蔵の空米切手濫発にともない、天王寺屋、加嶋屋、鴻池などは三井に対して借入金返済が不能となったのである。⁴⁾ その返済は結局年賦返済となったが、そのさいの巨額の焦付金（天保二年末で六八五貫目余）はいうまでもなく京都両替店の帳簿に不良資産として計上されているのである。⁵⁾ このような事例は、しばしば行なわれた御用金の場合でも、加賀前田家の巨額な米質貸付がこげついたりも、いずれも京都両替店へ付替えられ、また大坂銅座の出納を引受けたさいの運転資金などが京都両替店からの提供されるといった事例は多い。

第9-1表 京都両替店の損益計算表（天保12年）

		天保12年上	天保12年下
収入	打 利 足	562,773.940	562,089.290
	歩 切 賃	92.601	91.120
	計	562,866.541	562,180.410
支 出	諸方預り金銀利足払	91,636.989	99,021.509
	御用御貸付金利足納	7,468.800	7,468.800
	御為替金上納入目掛物	3,438.300	4,602.860
	京都店当半季為替方附届入目	7,979.390	7,344.970
	江戸店 同上	13,193.620	10,807.240
	店前諸入用	2,866.857	{ 256.000
	役料8人分	10,041.000	{ 3,560.970
	賄方入目并手代小供小遣共	18,856.600	11,661.000
	計	155,481.556	159,780.739
	差 引 計	407,384.985	402,399.671
各 店 計	京 都 店 延銀	407,384.985	402,399.671
	江 戸 店 "	87,581.316	70,591.476
	大 坂 店 "	31,209.251	34,774.075
	糸 店 "	56,889.800	47,761.900
	間之町店 "	17,480.400	16,597.700
	計	600,545.752	572,124.822
利益金控除	要 銀 積	10,000.000	10,000.000
	忠印除銀	10,000.000	10,000.000
	京都店普請銀積	7,500.000	7,500.000
	計	27,500.000	27,500.000
	差 引 計	573,450.752	544,624.822
	元方当季功納	250,000.000	250,000.000
	残	323,045.752	294,624.822

つぎに利益金処分
 の面から京都両替店と江
 戸両替店、大坂両替店
 の關係をみておこう。
 京都、江戸、大坂の三
 両替店の天保一二年
 （一八四一）の損益計算
 を記した部分を掲示す
 ると第九表のとおりで
 ある。この京都店の前
 半部分および江戸、大
 坂の両店の計算は入方
 （利足収入等）から出方
 （賄料等諸経費）を差引
 き、その後で各店の積
 立金を控除して延銀を
 算出している。これに
 対し京都店の後半部分

第9-2表 江戸両替店の損益計算表

		天保12年上		天保12年下	
収 入	家方功納之外式ツ割	216.3.2	5.300	311.0.0	7.860
	利足入	4,697.1.0	7,144.050	3,941.2.0	5,289.430
	歩切賃・銀銭売買値違徳		2,958.856		5,274.556
	計	4,914.0.2	10,108.206	4,252.2.0	10,571.836
支 出	利足払	2,899.2.0	70.250	2,515.1.0	52.360
	店前入目	81.3.0	400.020	98.3.0	2,268.460
	支配人組頭役料		9,624.880		8,228.000
	店賄雑用小遣共	275.3.0	11.200	254.2.0	11.700
	計	3,257.0.0	10,106.350	2,868.2.0	10,560.520
	差引計	1,657.0.2	1.856	1,384.0.0	11.316
利益除 控	要金積	100.0.0		100.0.0	
	店普請金積	100.0.0		100.0.0	
	為登金	50.0.0		50.0.0	
	計	250.0.0		250.0.0	
	残 而	1,407.0.2	1.856	1,134.0.0	11.316

は、京都、江戸、大坂の各両替店、糸店、間之町店の延銀を合計して一巻全体の計算し、その上で一巻としての積立金を控除し、純延銀を出し、さらにそこから大元方への功納金額を差引いている。この利益金処分の仕組みで注目すべきは、(1)江戸、大坂の両替店が、独自の積立金をしていること、(2)江戸、大坂の両替店での延金はすべて京都両替店へ集められている、(3)また江戸、大坂での利足支払いの主たる相手はいずれも京都両替店であること、江戸の場合は七、八〇パーセント、大坂は九〇パーセントの高率に達する。すなわち延銀全部と利足支払分のほとんどが京都両替店へ集められていること、(4)京都両替店は延銀のすべてを大元方へ納めず、残り高を蓄積していること、以上のように京都両替店は前述したとおり三年臨時勘定が行なわれない一方で、各両替店からの利益金、利足金のほとんどを吸収しているが、大元方へは一定額の功納金だけに止めることによって店内に急速に貨幣を蓄積することができたのである。

このようにして京都両替店へ集中する機構の上に急速

第9-3表 大坂両替店の損益計算表

		天保12年上	天保12年下
収 入	打 利 足	185,223.540	171,009.590
	持屋敷宿賃	11,649.490	11,302.570
	” (白髪町)	1,300.000	1,300.000
	小判銀売買値違徳	4,804.471	3,406.805
	銅座納振手形銀欠料 計	202,977.501	190,936.695
支 出	利 足 払	116,439.120	100,143.860
	御為替入目	5,244.730	5,853.860
	店前諸入用	11,581.270	10,579.280
	合 力	9,478.120	9,478.120
	賄方入小遣銀 江戸為替逆打 計	15,903.010 122.000 158,768.250	14,607.500 140,662.620
	差 引 計	44,209.251	50,274.075
利益金除 控	当期京為登銀	3,000.000	3,000.000
	要 銀 積	5,000.000	7,000.000
	持屋敷積銀	5,000.000	5,500.000
	差 引 残	31,209.251	34,774.075

に内部蓄積を進めるが、その京都両替店における五か年間平均の有銀総額（預り方合計）の増加の動きを第一〇表に示す。この表から有銀総額が急速に増加するのは、文化期前半と天保期、それから安政期以後であるといえよう。弘化、嘉永期は横ばい、そして減少していることが明らかである。安政期以後、とくに慶応期の伸びは急速である。これらの有銀の増加のあった時期には、前述したとおりの仕組みを経て京都両替店へ利益金が吸い上げられてきているのである。いまこの総額の増加が、その資産内容をどう変えていっているか、とくにそれを積立金、引当金などの面からみて、その問題点について考えておきたい。

京都両替店の資産内容について、「三井銀行八

十年史』は、文政七年（一八二四）下期について、「大元方の投融資は三割弱、御用預り金は一割にすぎず、残りの六割を自己資金で占め」ていると述べている。この比率は文化、文政期を通してそれほど変わらないが、天保期以降は大元方からの投融資の比率が一貫して低下していることは第一〇表の示すとおりである。これに反し、利益金から内部保留

第10表 両替店の有銀総額と大元方資金（1期分平均）

	有銀総額 ¹⁾	大元方資金 ²⁾
文化 1～5	33,078,603.862 ³⁾	8,155,384.915
" 6～10	33,243,559.343 ⁴⁾	9,430,010.621
" 11～文政 1	35,053,134.202 ⁵⁾	9,713,794.680
文政 2～6	29,399,378.010	9,756,228.788
" 7～11	30,702,021.232	10,311,180.171
" 12～天保 4	32,697,430.268	11,713,085.957
天保 5～9	33,877,633.728	13,483,259.561
" 10～14	36,191,719.500	16,072,932.903
弘化 1～嘉永 1	36,522,887.854	16,585,477.151
嘉永 2～6	33,969,002.843	16,453,122.090
安政 1～5	39,055,546.003	16,635,912.978
" 6～文久 3	42,755,269.623 ⁶⁾	18,217,859.556
元治 1～明治 1	65,051.316.279	13,234,876.157
明治 2～4	67,605,825.685 ⁷⁾	12,592,389.728

注 1) 有銀総額は両替店勘定目録の預り方合計の銀高

2) 大元方資金は大元方からの元建に功納外持銀および忠銀・要銀等の積立金を加えた額である

3) 文化元年下期の有銀総額

4) 文化8年上期 "

5) 文化11年下期 "

6) この期間のうち文久2年下期の額を外して計算している

7) 4年上期までの計算

はじまったことによって、これまでの持金や、要銀積などは行なわれなくなつた。積立金へ廻るべき剰余金が塞り物引当金に充てられていたのである。たとえば天保一三年に大元方への功納金の減額を認められたとき、その減額分は「塞り物債方手当ニ除置」ということになつたことにかがわれよう。もちろんこの焦付き引当金があつたからといって、この銀高を直ちに不良資産とみなすことはできない。延為替貸付のなかの塞り貸付の内容をみると実質的な焦付き高は少ないからである。慶応期になるにしたがつて塞り貸付銀高はたしかに増加しているが、それは数か月からせいぜ

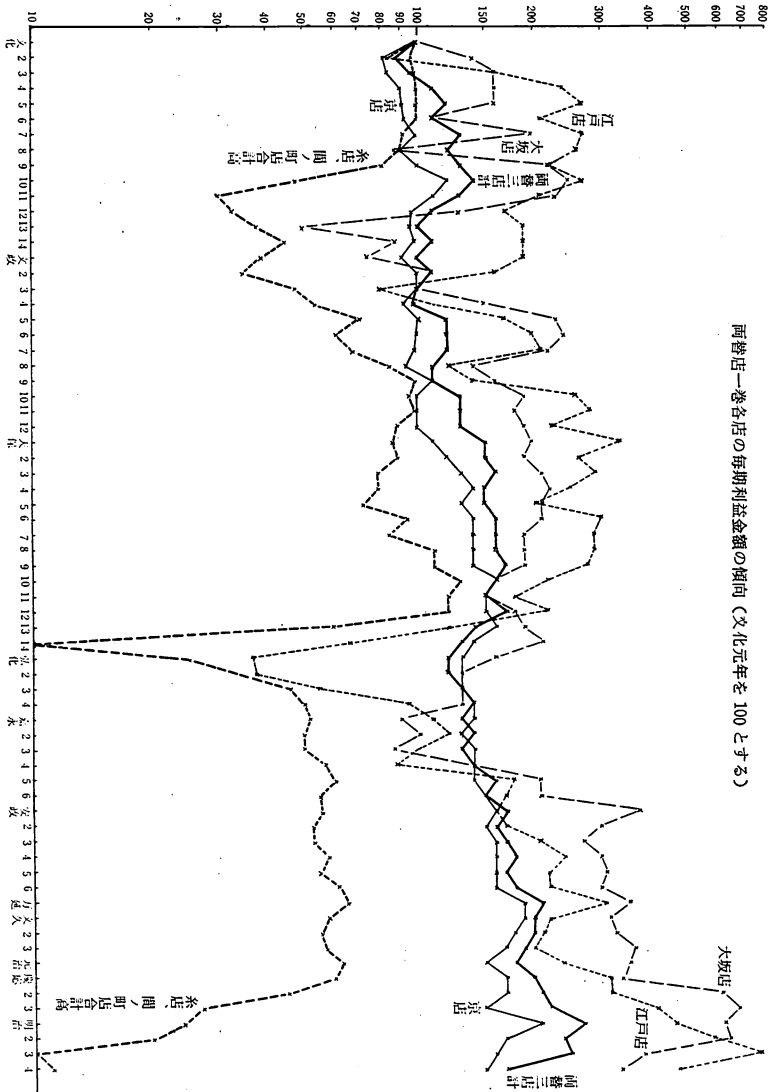
された、自己資金である持銀、要銀、忠銀、十分一積銀などは、天保期にかけてさらに増加している。天保期における持銀の増加についてはすでに述べたとおりであるが、要銀その他の積立銀も、着実に増加している。しかし注目すべきは、こうした傾向は天保末期までであつて、内部保留の増加は天保期でストップする。そして安政～明治初期における有銀総額の増加は、実は延為替貸付（慶応元年一万三九二貫目余）の塞り物引当の積金（慶応元年で七三三七貫七〇二匁余）が安政元年からはじめられ、その保留分が増加していったためである。この不良資産引当への積金が

い一年くらいの貸付期限の延期がみられているにすぎず、しかも数年後にはほとんど精算されているといつてよい。とはいえ、たしかに貸付返済の期限がきているにもかゝらず返済できず、延滞になつていふ事態に金融事情が不安定であることを意味しているだろう。したがつてこの状況のもとで一度大きな社会的、政治的不安が発生すれば、この延滞はさらに長期化することが十分予想できるものである。この塞り物引当金が安政元年（一八五四）にはじまつたということ自体が、右に述べた危機の到来をすでに意味していることになるだろう。

以上、文化、文政期から明治初年にいたる間の京都両替店の資産内容を簡単に検討してきた。京都両替店は、江戸、大坂への資本金から運転資金まで融通するとともに、ほとんどの利益金を吸収し資産規模を増大した。両替店一巻としては天保期までは持銀や要銀などの積立金を増加させ、自己資金を蓄積し、経営を拡大していった。安政期以降は焦付き引当金を設定したが、それは必ずしも経営の不良化を直ちに示すものではなかったが、同時に、この塞り物引当金の増加は、安政期以後の社会情勢が変動するとともに、大きな危機が到来する要因を内にはらんでいたということができよう。この点はまた、つぎに述べる幕末期における延為替貸付（名目貸）の増大がもたらした両替店経営上の利点と、同時にその危険性についてふれていることと同一の問題といえよう。

- (1) 三井文庫所蔵史料 一〇四八
- (2) 同右 続九三二「大福帳」
- (3) 後出の第一三表による
- (4) 大阪市史第二、草間伊助筆記、浜方記録、堂島旧記等を参照されたい
- (5) 三井文庫所蔵史料 続九八二「大福帳」
- (6) 同右 続五二一四～五二二六 京都、江戸、大坂各両替店の勘定目録
- (7) 同右 一七六七～一七七六「目録留」

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態（松本）



ここで改めて、両替店一巻の急速な貨幣蓄積をなした基盤を時期的な変化のなかで追い、それがどのような問題をもっているかについて検討していきたい。

両替店の資産額増加や収益傾向等を検討するため、三両替店および糸絹問屋両店の利益金の額の動きを、文化元年（一八〇四）の利益金額を一〇〇とした毎年の指数をグラフにした図によって概観したい。⁽¹⁾このグラフは両替店一巻を、京都、江戸、大坂の三両替店の合計利益高の指数、および糸店、間之町店の両糸絹問屋の合計利益高の指数とに分けて比較できるようにし、さらに京都、江戸、大坂各両替店のそれぞれの利益金額の指数をグラフにして示した。このグラフから三両替店合計延銀の時期的な傾向を指摘するとつぎのとおりである。(1)文化一〇年ころまでの上昇期、(2)文政九年ころまでの下降ないし横ばいの時期、(3)天保一二年までの再上昇期、(4)弘化、嘉永期の下降の時期、(5)安政期以後の上昇期とに分けることができる。京都、江戸、大坂の各両替店の動きはこの平均指数と基本的に同じであるといえるが、江戸と大坂は平均指数よりかなり高く、低下のさいも極端に下げている。また大坂両替店は江戸両替店に比して、天保一二年以前は比較的安定せず、高下がかなりあったが、天保期後半以後は、安定して急速な発展をさせている。これに対し、京都両替店はほぼ平均指数より低い線を一貫して保っている。他方、糸絹問屋である糸店、間之町店の利益金合計高はグラフをみてもわかるとおり、その成績は一貫して芳しいものではない。とくに天保改革期の下落期はいうまでもなく、それ以後の動きは再び文化期の水準をこえておらず、幕末・維新时期はまた急落してふたたび戻ることにはなかった。この糸絹問屋の動きは、商業資本としての基本的性格からいっても、この時期の本店一巻の動きとほぼ共通しているといえよう。こうした利益金高の時期的な傾向はいうまでもなく前述した有銀総額が伸びた時期およびその資産内容の変化についての指摘とほぼ一致しているといえよう。

ここで焦点をさらに深めて、各時期での貸付利足収入の性格の変化について検討していきたい。

京都両替店の文化、文政期における貸付対象はつぎの五つのタイプにわけることができよう。⁽²⁾(1)松居久右衛門、伊藤次郎左衛門、白木屋彦太郎、小橋屋利助など京都居住の有力町人（主として呉服商）への延為替名儀による貸付、(2)江戸飛脚仲間、絞屋仲間、銀箔仲間等の商人、職人仲間への貸付、(3)東千本町、丸太町、五条橋詰町等の町名儀への貸付、(4)山城、大和、近江、丹波の四か国内の数か村単位の郷貸、(5)屋敷貸、紀州貸付、京都両替店の貸付対象は以上のよう大よそ分けることができよう。このうちで、利息収入の源泉としてもっとも期待できるのは(1)であり、まったく期待されていないのは(5)である。(4)は安永年間以後数か村単位の「地頭入用」のための貸付であり、それほど大きな比重を占めていない。天保期にかけての有銀総額の増加期において、(1)の延為替による貸付は急増しており（文化、文政期は四五〇〇貫目前後、天保、弘化期は八〇〇〇貫目へ）、利息も増加していることはいままでもない。幕末・維新时期においてもこの傾向は一貫しており、変っていない。このように京都両替店での貸付対象でもっとも重要なのは幕末期になるにつれて増加する延為替貸付であるといえよう。この傾向は大坂両替店でもほとんど同じである。

文化、文政期における大坂両替店の貸付対象は、(1)延為替貸付（住友、天王寺屋、平野屋、炭屋など大坂町人を対象とする）、(2)家質貸、(3)屋敷貸（加賀前田家、仙台伊達家等）、(4)質物貸（前述した正米切手入替を主とする）、(5)銅座先納貸付、預渡し（文政二年以降取扱い開始）に大別することができよう。ここではそれぞれの貸付の全体のなかでの比重を時期的にみていくため、寛政一〇年（一七九八）以降、明治六年（一八七三）に至る間の毎期の収入明細を第一一表に示し、さらに大勢をうかがうために五か年間合計高の数字で示したのが第一二表である、全時期をとおして一貫して主要な利足収入の源泉となっているのは、(1)の延為替貸付である。そこからの利足は歩入平均で五・四パーセント前後である。この延為替貸付は、その名目貸という性格からいっても当然であるが、ほとんどが無低当にもかゝらず、こげつき分は少ない（貸付高の八〜一〇パーセント）という利点をもっている。この点は京都両替店も同じである。ところで、この延為替貸付

う ち 訳				地代店賃	金銭相場益	銅座掛賃	銅座手当	その 他
御展敷貸利	雜 座	方 貸 利	銅座貸利					
		貸 欠 585.440		貸 欠 6,085.630	貸 欠 2,386.924			
231.600		1,435.140		8,020.830	4,663.315			
		888.120		5,820.080	1,905.252			
231.600		1,783.110		5,407.430	1,950.280			
231.600		846.280		8,175.800	648.811			
		1,638.690		6,116.700	1,335.114			
231.600		1,115.220		3,670.320	1,212.202			
		1,108.400		3,075.260	913.822			
231.600		337.070		4,899.660	755.343			
231.600		1,378.060		6,654.420	1,790.136			
		355.690		9,091.000	936.235			
231.600		1,442.110		7,488.820	1,115.220			
231.600		416.280		6,625.810	272.350			
		1,219.050		7,157.710	1,154.809			
231.600		643.510		7,717.190	1,003.202			
		1,722.440		10,884.240	1,700.345			
231.600		631.980		6,838.950	1,176.506			
231.600		1,729.770		11,667.790	274.815			
		365.410		10,253.190	1,465.935			
231.600		1,879.790		9,070.650	7,293.208			
		1,228.840		11,772.740	3,226.599			
		1,897.210		9,902.650	8,798.223			
		299.960		8,225.450	733.982			
		1,092.050		9,649.680	1,064.201			
		1,142.240		7,590.820	1,537.824			
		1,713.810		10,802.980	2,277.135			
		2,033.860		15,402.690	2,450.116			
		2,401.940		11,969.810	2,012.077			
		1,496.600		10,739.620	1,544.082			
		2,706.230		12,161.110	1,012.212			
		1,044.180		10,403.690	1,547.216			
201.330		2,284.140		13,265.230	914.276			
		1,537.790		12,753.620	2,051.547			
		2,623.910		8,085.280	780.878			
		885.510		10,654.970	530.389			
		1,800.450	• 貸 欠 8,650.000	10,419.940	1,372.444			
		632.500	• 8,678.460	10,294.420	273.199			
		1,691.390	• 8,030.000	12,081.100	2,937.688			
		502.800	• 6,364.130	10,492.630	70.426			
		1,645.560	• 9,176.370	9,592.960	3,542.323			
		252.800	• 7,511.400	11,196.120	628.539			
		950.460	• 6,940.000	11,015.660	3,728.307			
		275.800		11,724.860	1,509.803			
		724.800		8,030.600	657.809			
		302.580		10,874.490	667.460			
		437.720		10,627.130	2,582.192			
							貸 欠 2,650.355	

幕末・維新期における三井家大元方の存在形態（松本）

第11表 大坂両替店の毎期利益金の明細表

	総利益		打 利 息 の							
	貫 匁	貫 匁	延為替打		近為替打		御貸付利	家賃貸利	質物貸利	米 切 手 入 賃 利
			貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁				
寛政10年上期	104,421.564	95,949.010	30,208.000	9,888.000	2,250.000	13,065.000	20,900.770			
下	109,961.245	97,277.100	37,105.400	9,287.030	8,100.000	12,495.000	28,622.930			
11 上	136,529.812	128,804.480	44,458.400	12,754.000	3,150.000	12,367.000	37,929.360			17,257.600
下	130,360.110	123,002.400	44,770.430	20,120.500		12,495.000	43,601.760			
12 上	151,371.781	142,547.170	43,145.950	14,354.000		13,839.500	44,959.240			25,170.600
下	144,198.814	136,747.000	60,803.270	3,114.490		11,948.000	59,242.550			
享和1 上	135,667.952	130,785.430	45,177.900	1,539.700		9,490.000	36,474.810			36,756.200
下	104,103.972	100,114.890	46,954.920	2,322.890		9,746.000	39,982.680			
2 上	115,116.763	109,461.760	40,839.800	2,208.920		11,129.000	23,676.770			31,038.600
下	105,913.356	97,468.800	45,331.840	2,780.500		11,861.000	32,679.700			3,206.100
3 上	144,179.985	134,152.750	47,192.060	4,049.800		23,459.500	22,365.700			36,730.000
下	105,303.580	96,699.540	42,652.050	3,318.000		24,271.130	18,845.150			5,939.500
文化1 上	124,739.470	117,841.310	58,332.500	1,161.000		23,344.500	10,340.330			24,015.100
下	128,934.469	120,621.950	65,744.200	5,395.600		21,294.500	16,871.500			10,097.100
2 上	157,588.802	148,868.410	72,152.100	2,866.000		16,297.500	7,624.500			49,053.200
下	144,707.385	132,122.800	80,655.750	5,263.910		25,980.750	8,378.850			10,121.100
3 上	174,742.886	166,727.430	75,818.800	2,276.500		24,524.500	3,815.550			59,428.500
下	132,137.725	120,195.120	82,967.450	1,860.000		22,602.500	1,805.700			8,998.100
4 上	157,272.395	145,553.270	79,120.200	3,597.710		19,468.500	1,162.450			41,819.000
下	138,276.158	121,912.300	77,982.700	10,028.300		23,361.500	1,067.410			7,361.000
5 上	183,722.629	168,723.290	76,341.700	1,993.000		22,307.750	856.000			65,996.000
下	121,659.933	102,959.060	50,245.550	4,317.300		23,644.500	1,287.000			21,567.500
6 上	147,711.832	138,752.400	47,194.100	6,912.340		31,082.000	1,770.000			51,494.000
下	111,831.301	101,117.420	58,722.470	3,293.900		24,857.000	561.480			12,590.520
7 上	117,587.084	108,458.440	57,349.600	1,655.700		19,125.000	876.480			28,309.420
下	139,894.535	126,814.420	54,847.300	2,461.200		40,486.750	1,711.960			25,593.400
8 上	205,736.616	187,883.810	70,766.550	2,733.400		37,509.400	1,604.400			73,236.200
下	169,430.377	155,448.490	70,606.650	2,900.600		28,968.200	1,313.200			49,257.900
9 上	193,092.452	180,808.750	81,077.150	98.200		31,230.800	2,464.000			64,442.000
下	182,505.502	169,332.180	90,319.750	854.000		29,347.100	1,251.800			44,853.300
10 上	180,404.836	168,453.930	73,862.000	433.300		35,499.050	1,400.000			56,215.400
下	216,341.576	202,162.070	98,147.300	2,063.300		41,931.950	539.700			56,994.350
11 上	206,649.807	191,844.640	80,490.100	663.900		33,657.850	467.000			75,028.000
下	179,647.768	170,781.610	80,626.300	3,797.400		35,254.000	330.000			48,150.000
12 上	157,173.669	145,988.310	65,738.800	335.800		38,526.700	384.000			40,117.500
下	146,621.984	134,829.600	67,033.100	3,577.200		32,876.000	330.000			20,562.850
13 上	137,642.629	127,075.010	54,541.450	663.000		33,225.100	498.400			28,836.100
下	137,080.428	122,061.640	61,028.650	2,242.000		28,526.000	729.000			19,814.400
14 上	137,243.696	126,680.640	53,657.250	607.000		41,209.210	368.000			23,972.250
下	122,408.053	109,272.770	53,922.450	2,179.000		35,263.990	340.400			6,745.000
文政1 上	125,214.579	113,389.920	56,031.900	68.000		36,525.720	392.100			12,608.000
下	128,492.987	113,749.020	56,200.700	690.000		37,063.960	351.400			11,552.500
2 上	149,718.373	136,483.710	79,502.650	387.000		34,458.610	402.400			21,457.250
下	158,939.799	150,251.390	100,007.800	647.000		40,436.490	388.000			8,047.300
3 上	157,406.420	145,864.470	101,569.800	1,790.000		30,120.390	385.000			11,696.700
下	157,901.937	142,042.260	100,380.410	1,245.000		26,988.130	372.000			12,619.000

う ち 訳				地代店賃	金銭相場益	銅座掛賃	銅座手当	その 他
御屋敷賃利	踏座 方 当 利	銅座賃利	その 他					
		貫 匁 7,070.000		貫 匁 10,615.790	貫 匁 1,120.905			
	匁 201.480	17,500.000		7,717.890	390.824		貫 匁 3,455.520	
	108.000	32,340.000		9,795.320	1,933.293			
	496.540	29,820.000		7,464.160	1,936.304		4,011.415	
		38,080.000		9,366.620	1,519.992			
	388.910	35,875.000		3,043.870	1,366.387		4,446.840	
		33,810.000		6,419.420	3,162.205			
	232.980	31,360.000		7,308.110	1,912.902		8,150.000	
		41,790.000		6,934.790	1,944.054			
貫 匁 5,770.000	560.220	34,580.000		9,143.210	3,077.504		3,667.855	
5,163.000		39,480.000		5,858.880	220.906			
6,578.410	貫 1,722.560	36,120.000		6,213.030	6,015.970		4,332.340	
8,510.160	1,681.500	49,420.000		10,524.720	606.375			
8,016.160	1,860.830	43,400.000		9,587.560	4,325.656		2,995.040	
9,329.070	2,416.500	46,515.000		9,912.330	1,094.577			
11,223.420	2,962.320	49,280.000		9,189.200	2,641.234		2,057.890	
9,661.490	1,720.000	46,970,000		9,945.470	611.905			
8,247.820	2,665.880	45,850.000		7,385.390	3,106.624		3,205.970	
9,568.780	2,824.500	53,865.000		13,253.610	3,954.824			
8,651.950	3,581.470	49,940.000		10,625.670	2,231.687		4,249.840	
8,321.940	2,230.750	54,180.000		7,693.890	2,260.922			
10,431.190	1,754.310	54,180.000		10,875.170	1,049.088		5,377.115	
7,991.940	2,470.000	50,820.000		7,649.700	3,230.292			
10,462.860	2,629.300	50,680.000		10,504.810	2,526.972		4,612.470	
7,661.940	3,604.290	53,025.000		10,280.250	1,778.257			
12,997.540	3,851.440	48,720.000		9,974.480	1,105.433		4,860.520	
8,542.200	5,731.720	51,170.000		11,506.930	2,413.478			
12,767.010	4,757.790	49,253.330		9,219.220	2,489.294		4,835.735	
9,762.400	6,324.930	52,230.000		8,546.230	616.884			
12,028.760	4,317.530	50,840.000		9,412.240	1,196.693		2,923.160	
9,813.000	1,570.000	37,490.000		10,368.210	1,720.987			
10,511.010	5,216.070	28,860.000		7,825.930	1,825.409		2,800.290	
11,409.800	3,280.600	28,560.000		10,205.930	104.988			
11,803.610	5,701.980	28,560.000		8,404.730	298.451		2,367.030	
10,314.350	4,242.500	32,640.000		9,574.000	8,847.072			
11,548.810	8,640.000	30,660.000		8,715.620	2,652.149		2,494.250	
10,626.500	8,630.330	24,960.000		5,548.200	3,699.995			
11,722.510	7,523.100	24,960.000		10,591.730	2,492.228		2,297.200	
10,239.500	5,913.370	24,960.000		10,323.410	6,322.299			
9,842.700	8,970.120	24,960.000		9,955.090	880.087		3,279.460	
11,015.700	10,459.650	35,460.000		12,949.490	4,804.471			
13,258.700	8,120.220	24,960.000		12,602.570	3,406.805		3,917.730	
9,987.500	12,975.630	24,960.000		12,155.860	5,126.363			
10,838.700	10,144.950	25,680.000		6,615.740	2,628.724		1,999.150	
11,551.500	17,775.000	18,720.000		11,131.710	1,552.596			
13,157.400	13,890.370	21,840.000		15,075.850	3,401.576		3,477.080	
9,782.700	8,938.320	3,120.000		12,385.090	3,783.525			

幕末・維新期における三井家大元方の存在形態（松本）

第11表 つづき

	総利益		打		利 息 の				
	貫 匁	匁 匁	貫 匁	匁 匁	御貸付利	家賃貸利	質物貸利	米 切 手	
								延為替打	近為替打
文政4年上期	164,495.015	152,758.320	95,251.370	803.000		29,947.550	350.000	19,336.070	
下	175,229.174	163,664.940	104,430.730	2,179.000		31,720.660	363.000	7,270.070	
5 上	223,074.863	211,346.250	125,853.200	1,700.000		40,413.440	355.000	10,576.610	
下	195,325.399	181,913.520	110,091.890	3,315.000		31,850.590	336.300	6,003.200	
6 上	203,366.212	192,479.600	107,328.780	795.000		37,796.020	395.000	8,084.800	
下	199,735.007	190,877.910	110,705.640	4,440.000		32,539.960	363.000	6,565.400	
7 上	204,063.395	194,481.770	115,598.650	1,415.000		31,055.320	405.000	12,197.800	
下	212,857.682	195,486.670	116,629.070	2,715.000		33,004.020	409.000	11,136.600	
8 上	178,736.214	169,857.370	92,982.350	1,271.000		28,824.660	445.000	4,544.360	
下	176,381.449	160,492.880	86,198.140	1,083.000		28,448.520	335.000	3,518.000	
9 上	169,920.646	163,840.860	89,975.100	2,455.000		25,373.160	494.600	900.000	
下	180,772.160	164,210.820	91,558.690	3,243.000		22,110.160	574.000	2,304.000	
10 上	208,334.695	197,203.600	107,643.330	602.000		26,342.610	484.000	2,520.000	
下	195,046.496	178,138.240	93,196.280	3,726.000		24,872.970	690.000	2,376.000	
11 上	185,137.387	174,130.480	91,756.450	116.800		23,306.660	690.000		
下	199,369.744	185,481.420	99,908.020	1,397.000		20,020.660	690.000		
12 上	199,176.785	188,619.410	104,486.920	675.000		24,416.000	690.000		
下	202,174.584	188,476.600	106,898.900	1,785.000		22,651.000	378.000		
天保1 上	228,974.304	211,785.870	118,659.760	1,255.000		25,171.830	441.000		
下	198,921.927	181,814.730	96,366.760	1,651.220		21,245.330	378.000		
2 上	199,510.772	189,555.960	101,283.110	137.000		23,025.160	378.000		
下	201,620.963	184,319.590	95,513.760	541.000		21,521.330	378.000		
3 上	194,085.102	183,205.110	97,910.350	75.990		23,558.830	378.000		
下	223,243.022	205,598.770	119,066.000	1,245.450		21,515.160			
4 上	204,925.297	192,866.790	108,945.900	140.000		19,489.660			
下	224,007.903	208,066.660	121,248.850			21,248.830			
5 上	217,198.318	203,277.910	118,779.800			19,054.190			
下	223,066.299	206,522.050	120,392.750	175.710		19,175.460			
6 上	213,219.754	204,056.640	114,831.200			20,908.110			
下	241,961.563	228,429.470	136,534.950	424.640		24,283.590			
7 上	202,391.257	190,302.060	121,259.060			20,170.000			
下	207,138.779	194,687.150	129,711.270	630.200		19,758.600			
8 上	196,405.508	186,094.590	123,378.130			19,466.060			
下	205,462.801	194,392.590	126,641.270	518.640		21,167.090			
9 上	226,126.572	207,705.500	137,957.030			22,551.620			
下	208,291.409	194,429.390	122,277.120	2,885.900		18,417.560			
10 上	186,286.235	177,038.040	113,744.950	220.000		18,856.260			
下	194,521.898	179,140.740	116,012.860	1,346.300		17,575.970			
11 上	180,915.849	164,270.140	109,310.600	160.000		13,686.670			
下	181,245.917	167,131.280	107,960.240	2,314.800		13,083.420			
12 上	202,977.501	185,223.540	111,209.170	1,172.500		15,906.520			
下	190,936.695	171,009.590	109,481.650	1,325.900		13,863.120			
13 上	181,565.073	164,282.850	100,926.350	2,650.800		12,782.570			
下	191,545.234	180,301.620	115,534.490	585.800		14,367.680	3,150.000		
14 上	183,150.316	170,466.010	109,905.030	273.300		12,241.180			
下	221,876.786	199,922.280	133,578.120	602.580		16,853.810			
弘化1 上	162,392.575	146,223.960	110,328.830	757.320		13,296.790			

う ち 訳				地代店賃	金銭相場益	銅座掛賃	銅座手当	そ の 他
御座敷貸利	諸方当利	銅座貸利	その他					
貫 匁	貫 匁			貫 匁	貫 匁		貫 匁	
2,579.200	6,112.420			10,175.450	3,111.242		4,408.020	
	2,724.870			11,778.550	1,756.500		4,548.770	
1,269.080	8,039.820			11,071.270	968.467		1,542.650	
	7,795.080			14,954.930	2,642.032		3,204.780	
1,813.200	6,433.620			12,821.540	3,000.269		2,734.900	
	5,183.300			12,698.620	1,958.631		3,689.060	
1,767.600	9,103.920			12,476.340	3,462.247		3,140.410	
	1,835.750			12,982.570	4,291.470		3,664.290	
1,719.000	10,538.520			11,199.270	1,799.901		3,822.840	
	11,793.190			12,073.090	5,335.478	貫 匁	2,847.890	
1,909.200	4,574.440			11,669.310	2,516.829	3,514.350	11,926.830	
	3,030.580			11,795.910	1,441.994	5,495.050	6,505.160	
1,776.600	5,588.490			8,303.190	6,112.088	5,495.050	5,934.810	
	9,187.720			9,131.640	5,842.531	5,638.600	7,455.220	
1,404.000	9,822.030			10,368.600	3,352.176	5,638.600	8,026.340	
	10,995.190			8,265.530	3,849.493	4,463.800	4,169.810	
1,540.200	8,400.580			5,658.610	285.588	4,463.800	10,647.720	
	4,571.760			10,291.090	4,470.628	3,749.050	6,640.780	
1,409.400	8,913.760			9,911.700	7,365.597	9,213.610	3,749.050	
	13,118.370			9,277.990	4,080.675	4,320.350	2,235.060	
2,313.600	6,139.860			9,374.630	3,182.556	4,320.350	9,834.040	
	3,870.840			11,658.470	7,977.243	3,075.250	873.040	貫 匁
2,023.200	13,506.070			10,510.260	5,324.200	3,075.250	1,930.710	* 3,087.620
	4,064.000			9,307.870	2,131.870	4,400.700	517.830	
2,090.400	9,070.690			11,996.990	3,515.766	4,400.700	2,468.550	
	4,396.000			13,764.490	6,319.169	2,449.300	1,237.240	
2,052.000	15,266.780			10,232.480	4,464.034	2,449.300	2,365.960	
	10,037.500			11,733.410	3,880.264	2,807.250	2,485.470	
2,431.800	4,776.450			12,727.160	7,039.108	2,807.250	2,911.490	
	39,132.500			10,495.810	5,136.821	2,174.150	3,515.970	
1,404.000	23,690.610			12,848.290	9,861.936	2,174.150	2,232.890	
	36,240.000			10,089.270	9,151.061	6,848.000	2,965.360	
1,494.000	34,606.370			10,634.970	10,406.703	6,848.000	2,527.930	
	32,180.400			10,439.200	7,273.701	5,808.250	864.590	
2,070.600	48,454.060			9,617.410	4,851.603	5,808.250	2,322.930	
	29,205.760			10,019.980	13,383.699	3,617.900	1,552.690	
2,275.200	39,500.340			13,151.000	15,260.338	3,617.910	1,332.590	
	22,172.000			7,484.750	21,824.067	5,222.800	3,550.400	
2,249.400	7,861.260			6,136.310	4,110.176	5,222.800	886.540	
	8,152.000			4,235.420	12,343.522	2,144.450	539.120	
1,842.500	10,715.720			10,398.490	2,435.136	2,144.450	4,449.520	
	2,850.000			12,103.160	8,644.023	2,582.950	599.240	
2,866.500	8,621.110			9,564.610	4,532.239	2,582.950	316.970	
	5,200.000			10,396.880	16,354.512	2,854.010	251.150	
2,973.600	22,325.050				10,266.304	3,854.000	3,615.380	** 17,160.960
	45,502.500		** 28,131.320		10,233.190	4,466.210	2,022.540	** 12,451.350
4,267.200	37,057.740		** 10,152.000	7,008.720	19,654.904	4,400.000	771.140	

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態（松本）

第11表 つづき

	総利益		打		利息				
	實 効	實 効	延為替打	近為替打	御貸付利	家賃貸利	賃物貸利	米 入	手 替 利
弘化1年下期	158,878.692	141,183.980	114,179.370	4,939.500					13,373.490
2 上	142,753.430	124,669.610	108,506.740	612.500					12,825.500
下	161,898.717	148,316.330	122,047.800	3,839.500					13,120.130
3 上	176,008.692	155,206.950	131,811.650	1,075.000					14,525.220
下	158,315.469	139,758.760	115,849.550	2,677.500					12,984.890
4 上	150,618.001	132,271.690	114,371.510	552.500					12,164.380
下	156,534.887	137,455.890	112,993.100	1,661.000					11,930.270
嘉永1 上	135,565.240	114,626.910	100,592.490	605.000					11,593.670
下	132,617.811	115,795.800	90,007.040	942.500					12,588.740
2 上	135,521.008	111,750.200	85,145.830	1,529.500					13,281.680
下	131,742.799	102,115.480	82,877.860	1,432.800					11,321.180
3 上	130,300.794	105,062.680	90,322.380	817.000					10,892.720
下	131,541.148	105,696.010	86,591.770	667.500					11,071.650
4 上	139,447.531	111,379.540	90,494.290	941.500					10,756.030
下	140,338.816	112,953.100	89,649.800	879.000					11,198.270
5 上	148,691.313	127,942.680	102,395.370	1,093.500					13,458.620
下	143,646.818	122,591.100	99,146.510	2,088.000					11,415.810
6 上	157,853.828	132,702.280	115,838.040	956.500					11,335.980
下	171,496.917	141,256.960	117,414.800	2,102.500					11,416.500
安政1 上	236,571.545	216,657.470	186,325.460	5,966.000					11,247.640
下	259,836.916	233,125.340	205,762.740	5,820.000					13,089.140
2 上	213,923.963	187,252.340	169,321.240	2,495.000					11,565.260
下	222,250.920	201,410.500	172,354.290	3,890.800					9,636.140
3 上	193,551.390	177,193.120	167,137.120	223.000					5,769.000
下	223,907.426	201,525.420	177,732.630	2,634.000					9,997.700
4 上	231,957.189	208,186.990	192,061.190	4,264.000					7,465.800
下	228,978.724	209,466.950	183,428.170	3,962.000					4,758.000
5 上	206,604.704	185,698.310	168,023.810	2,450.000					5,187.000
下	216,018.568	190,533.560	178,609.310						4,716.000
6 上	209,270.091	187,947.340	143,092.840	655.000					5,057.000
下	226,891.726	199,774.460	165,570.850	3,903.000					5,206.000
万延1 上	242,431.961	213,378.270	168,893.770	4,020.000					4,224.500
下	238,433.083	208,015.480	160,119.610	3,690.000					8,105.500
文久1 上	225,141.991	200,756.250	163,082.850	3,820.000					1,673.000
下	220,476.093	197,875.900	143,979.240	2,530.000					842.000
2 上	224,492.179	195,917.910	160,665.150	5,300.000					747.000
下	242,951.648	209,589.810	165,207.770	1,735.000					871.500
3 上	239,977.367	201,895.350	171,956.100	7,020.250					747.000
下	260,247.586	243,891.760	229,164.100	3,870.000					747.000
元治1 上	244,802.152	225,539.640	207,040.640	9,600.000					747.000
下	261,258.286	241,830.690	223,986.470	4,539.000					747.000
慶応1 上	297,740.073	273,810.700	267,933.200	2,156.000					871.500
下	297,347.059	280,350.290	258,315.680	9,800.000					747.000
2 上	331,878.952	302,022.400	289,590.900	6,600.000					631.500
下	445,251.854	410,355.210	374,602.400	10,282.160					172.000
3 上	440,389.660	411,216.370	320,381.050	17,201.500					
下	438,624.250	406,789.490	353,202.550	2,110.000					

う ち 訳				地代店賃	金銭相場益	銅座掛賃	銅座手当	その 他
御座敷貸利	諸座 方利	銅座貸利	その他	貫 匁	貫 匁			
	貫 匁 53,544.770		貫 匁 42,120.000	貫 匁 9,727.830	貫 匁 17,109.265			
	168,601.530			6,229.290	1,538.080			
	450.0.2 47.250			10,176.300	1,850.100			
	465.1.2 3,859.790			12,399.540	2,457.750			
	580.3.0 5,705.640			12,837.360	070.280			
	1,546.1.3 774.150			12,366.680	175.780			●●● 両分 61.00
	2,095.0.1			12,919.060				●●● 61.3.1 3.75
	2,209.1.2 660.860			10,255.980	919.700			●●● 31.0.1
	6,176.3.3 116.000			14,484.310				●●● 31.0.1
	4,470.02.10			117.09.93		24.1.2 162.440	●●●●● 1,516.000	●●●●● 円 銭 52.87
	6,388.48.15			128.53.14				●●● 円 銭 厘 30.05.8
	以下当座貸 諸方并銅座貸 利		筑後肥前切 手入替三軒 分置居賃					●● 大津掛屋
	箱館并諸方 当座貸利		●● 紀州貸利					●● 薩州為替并諸 入用差引
								●●● 大蔵省扶持方 ●●●● 出納寮扶持

からの利足収入は、天保末年以前に、総利益のなかで占める比重が小さい時期がある。たとえば寛政一年（一七九九）から享和三年（一八〇三）までの間、質物貸付によってえた利足と前述した米切手入替によってえた利足を合算すると四〇・四パーセントに達し、延為替貸付によってえられた利足より多い。こうした動向、文化年間にかなりの利足収入をあげることできていた米切手入替を中心とする質物貸、あるいは家質貸などは、文政期に入るとほとんど新規の貸付を停止し、貸付金の回収に専念するようになると、ほとんどみられなくなる。

このように文化年間前半での大坂両替店における利足収入の好調、貨幣蓄積の進行は、延為替貸付とならぶ大きな比重を占めていた質物貸にその源泉を見出すことができよう。ところが前述したような文化一〇年前後の空米切手事件による影響から、米切手入替が莫大な焦付きを出し、毎季総利益のうちの一〇パーセント以上を出していた利足収入を期待できなくなったのである。そこで代わって登場してきたものが、文政二年（一八一九）住友家と共同しての銅座への先納貸付および

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態（松本）

第11表つづき

	総利益	打利息	打 利 息 の					
			延為替打	近為替打	御貸付利	家賃貸利	質物貸利	米入切替 手利
明治1年上期	匁 匁 485,309.865	匁 匁 458,472.770	匁 匁 355,048.500	匁 匁 7,759.500				
下	530,074.500	522,307.130	352,205.600	1,500.000				
2 上	兩分朱 2,833.3.1	2,833.3.1	2,058.3.1	324.3.2				
下	157,486.150	145,459.750	145,412.500					
3 上	2,331.3.1	2,331.3.1	1,528.1.3	338.0.0				
下	171,219.620	156,362.290	152,502.500					
4 上	3,066.2.2	3,066.2.2	2,227.1.2	258.2.0				
下	18,923.280	6,015.640	310.000					
5 上	4,074.2.1	4,013.2.1	1,774.1	692.3.2				
下	16,908.250	4,365.790	3,591.640					
6 上	3,979.0.1	3,917.1.0	*1,009.3.3	812.1.0				
下	15,854.260	2,931.450	2,928.650	2.800				
7 上	4,074.0.2	4,043.0.1	*1,135.2	698.0.3				
下	15,866.340	690.600	29.800					
8 上	7,782.1.2	7,226.3.3	*560.0.2	489.3.2				
下	16,282.250	123.500	7.500					
9 上	円 銭 毛 6,043.81.36	5,870.76.10	* 462.46.00	938.28.00				
下	7,691.66.09	7,533.07.15	1,144.59.00					
			* 限月貸利					

び預渡し業務の引受けである。当初は「銅座御役所御掛屋請
 払銀取扱」という掛屋業務に限定しており、「金銀振替先納等
 之儀多少二不拘一切御断」といっていたが、この関係を明
 確に分離することはそもそもむずかしいし、またかなりの高
 利率をあげている（歩入平均月七・一パーセント程度）ことから
 みて、結果的には米切手入替に代わる利足収入を確保するこ
 とができたのである。ところがこの先納貸付による利足収入
 も天保一三年で打切られる。引続いて銅座掛屋を引受けてい
 るので、収入明細のなかに「銅座掛賃」という手数料の項目は
 みえるが、全体のなかでの比重は低い。このように、文化期
 後半から文政期前半期を除いて大坂両替店の総収入および有
 銀総額の増加は延為替貸付による利息収入という源泉が安定
 している上に、質物貸（米切手入替）、銅座先納貸付等からの
 利足収入の増加によって果されたということができよう。

こうした基盤の上に発展した三井大坂両替店は、天保改革
 による銅座先納貸付が廃止され、そこからの利足収入がゼロ
 になることによって、その後の蓄積の基盤はこれまでよりさ
 らに延為替貸付に重点がおかれるようになったのである。第

う ち 訳				地代店賃	金銭相場益	銅座掛賃	そ の 他
米切手入替利	当座貸利	歴敷貸利	銅座貸利				
貫 匁 156.096 12.3	貫 匁 10.892 0.9	貫 匁 1.389 0.1		貫 匁 60.399 4.8	貫 匁 12.562 1.0		
298.456 20.4	11.734 0.8	1.158 0.1		91.890 6.3	26.365 1.8		
462.986 27.0	16.215 1.0	201 0		110.211 6.6	15.093 0.9		
342.736 23.2	12.523 0.9			106.586 7.2	15.915 1.1		
111.656 6.3	2.935 0.2		貫 匁 160.685 9.0	89.260 5.0	13.684 0.8	貫 匁 14.564 0.8	
39.496 2.1	11.436 0.6	54.590 2.9	405.755 21.3	81.091 4.2	25.001 1.3	21.203 1.1	
	27.331 1.3	93.997 4.5	508.230 24.5	98.188 4.7	21.856 1.1	22.305 1.1	
	49.783 2.3	108.500 5.1	390.263 18.2	93.779 4.4	22.165 1.0	15.420 0.7	
	104.402 5.5	112.240 5.9	251.460 13.1	106.949 5.6	34.315 1.8	14.970 0.8	
	66.705 4.3	18.930 1.2	3.150 0.2	122.543 8.0	26.774 1.7	30.755 2.0	
	76.877 5.4	8.039 0.6	6.813 0.5	97.468 6.8	40.572 3.8	119.089 8.3	
	84.246 3.8	10.911 0.5		110.583 5.0	47.915 2.2	60.965 2.7	貫 匁 * 3.000 0.1
	313.043 13.4	9.493 0.4		100.916 4.3	101.260 4.4	69.114 3.0	
	362.570 9.6	* 92.353 2.5		69.664 1.9	103.111 2.7	37.594 1.0	** 29.612 0.8
	円 7,402.1.2 33.1			両 354.3 1.6	両 27.1.1 0.1		両 *** 153.3.2 0.7
	両 4470.02 74.0			円 117.09 1.9	円 3.08 0.1		円 **** 52.87 0.9

* 紀州貸利

* 大津掛屋 ** 島津手数料
*** 大蔵省扶持方 **** 出納寮扶持

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態（松本）

第12表 大坂両替店の5か年間合計の利益金収入明細表

	総利益	打利息	打 利 息 の			
			延為替打	近為替打	家賃貸利	賃物貸利
寛政11～享和3	合計 1272.746 高 比率 100	賃 込 1199.784 94.3	賃 込 461.326 36.3	賃 込 66.562 5.2	賃 込 140.606 11.1	賃 込 357.757 28.1
文化1～5	1463.781 100	1345.524 91.9	719.360 49.1	38.759 2.7	222.846 15.2	53.209 3.6
文化6～10	1664.536 100	1537.231 92.4	702.892 42.2	23.405 1.4	320.037 19.2	13.453 0.8
文化11～文政1	1478.175 100	1355.673 91.7	629.270 42.6	14.823 1.0	352.128 23.8	4.190 0.3
文政2～6	1785.192 100	1667.682 93.4	1035.122 58.0	17.301 1.0	336.271 18.8	3.709 0.2
文政7～11	1910.619 100	1783.324 93.3	985.446 51.6	18.023 0.9	263.358 13.8	5.216 0.8
天保12～天保4	2076.660 100	1934.309 93.2	1070.380 51.5	7.505 0.4	223.843 10.8	3.021 0.2
天保5～9	2141.262 100	2009.897 93.9	1251.762 58.5	4.635 0.2	204.952 9.6	
天保10～14	1915.026 100	1758.786 91.8	1127.663 58.9	10.651 0.6	149.217 7.8	3.150 0.2
弘化1～嘉永1	1535.583 100	1355.509 88.3	1120.688 73.0	17.662 1.2	128.402 8.4	
嘉永2～6	1430.580 100	1173.450 82.0	959.876 66.9	12.507 0.9	116.148 8.1	
安政1～5	2233.601 100	2011.050 90.0	1800.155 80.6	31.704 1.4	83.431 3.8	
安政6～文久3	2330.313 100	2059.042 88.4	1671.732 71.7	36.553 1.6	28.220 1.2	
元治1～明治1	3772.677 100	3532.694 93.6	3002.306 79.6	71.548 1.9	3.916 0.1	
明治2～4	22,341.0 100	21,785.1 97.5	11,258.02 49.5	3,125.0 14.0		
明治5	6,043.81 100	5,870.76 97.1	462.46 7.7	938.28 15.5		

(注) 端数切り捨てのため数字の集計が一致しないところがある。

一二表によってわかるとおり、弘化期以降、延為替貸付からの利足収入は七〇〜八〇パーセントに達している。その他当座貸はしだいに増加するが、家質貸の貸付規模はほとんど拡大せず、全体の利足収入のなかで占める比率はさらに低下していつている。

弘化、嘉永期以後、三井大坂両替店が無抵当の延為替貸付に集中していくことはどういう意味をもっているのか。延為替貸付は、大坂で幕府御金蔵銀の江戸への為替を引受け、その間二か月ないし五か月の間無利息で運用し、しかも不渡りの場合の訴訟には特別の保護が与えられていた。この御金蔵銀が替は、幕末期にはきわめて少額しか下渡されていなかったが、延為替貸付は増加する一方であった。⁽⁵⁾この増加分が家質貸、質物貸等に使われず、延為替貸付に向けられたということの理由は、一つには幕末という変動期において、貸付金の回収困難という事態が多く起ることをさけるため、三井側で積極的に延為替貸付へ資金を集めていったということを考えることができる。しかし、この観点からだけ、延為替貸付の増加を説明するのは不十分といえよう。この幕末期においてどのような資金需要があり、それに対して信用機構はどのようにこたえていったのか、という点から検討していく必要があるだろう。そこで大坂両替店から京都両替店への商況報告のなかから問題点を指摘しておこう。⁽⁶⁾

幕末期における大坂両替店からの商況報告にはつぎの三つの注目すべきことが述べられている。第一は家質貸の不振である。これは利息の低下、流質の増加、さらには家屋値段の低下で、貸付者が抵当物件として引取ったとしても採算がとれなくなってきたことを意味している。第一二表をみてもわかるとおり、家質貸は安政以後ほとんど新規貸付がみられていないことを示しているよう。第二は嘉永六年（一八五三）のペリー来航以後、「右異国船にて諸国へ積出し荷物無数故、無何と淋敷諸商内自然と手狭ニ」なり、それとともに「金相場稀成高直」（嘉永七年七月）、「諸相場諸色共引上」（安政元年二月）という事態がおこった。とくに金相場の高騰は正銀払底をまねき、両替商への預け銀の取付けがおこ

り、そのため「小両替向既ニ七、八軒も店相休候」（嘉永七年七月）という事態をまねいている。この点は十人両替でも同じで、安政五年七月には金銀不融通のため幕府御用金の早期返還を願出ている。また嘉永六年以後の新たな動きとして、幕府、諸藩は挙って軍事力強化のための資金調達に努力を払っている。すなわち「何分諸御屋敷かた異国船一件の御出銀筋度々御頼談有之候得共、時節柄市中不融勝にて館入銀方え向銀操六ヶ敷候付多分出来不申、又々御頼談筋無之向は皆無差引御断之分も是又多分有之」（安政四月二月）というように、資金調達のできない町人と関係を切って新たな融資ルートを求めている。いずれにしても嘉永六年以後の状況の変化は、大坂両替商の存立の基盤を大きく動揺させているが、他方ではそれに便乗して領主金融に積極的のり出している町人がいることを認めねばならないだろう。第三に安政四年（一八五七）に行なわれた貨幣改鑄、すわなち「此度保字金格外之御増歩、尚又慶長以来之古金類御増歩被仰出」たことが、市中の流通銀を払底させ、「両替屋一統取引甚六ヶ敷」なことが報告されている。

ここで報告されている事実から判断できることの一つは、中小規模の両替商の淘汰現象が進行していることである。二つは②、③でみられるような領主需要の活潑さであり、それに密着した高利貸資本の優位を示めずものである。事実幕藩領主側の幕末における軍事費中心の資金需要がきわめて活潑であったことを示す事例は多い。また大坂十人両替の筆頭格である鴻池家の資産状況の分析は、この時期の経営が一応順調であることを示しているし、三井の大坂両替店の場合も、直接的に領主金融を増すことはしなかったが、主として領主金融に従事する十人両替の住友、天王寺屋、炭屋などへの延為替貸付を増加することによって、領主経済への吸着の度合いを深めていったといえる。

幕末期における大坂両替店の貨幣蓄積の基盤は、右に述べてきたように、主として領主金融と強い結びつきをもつ延為替貸付にあったということができよう。したがって幕末期における三井両替店の経営は、幕末期のいわゆるブルジョア的発展の担い手とのかゝわりを強化することによって伸展したのではないといつてよいだろう。他方、注目すべきは

この基盤に依存する度合が高ければ高いほど、かえって危険性も増してくるということである。それは幕末期における政治変動、とくに幕藩権力の動揺が、その基盤を根本から否定することもありえたからである。それはこの論文の冒頭で述べたように、慶応三年（一八六七）一月には「於両替店も肝心御名目、当節之次第二付取立も難出来」という、政治的動乱のなかで取立が困難になったというだけでなく、「肝心」の延為替貸付（名目貸）を行うこと自体が困難となってきたのである。

- (1) この利益金高の数字は、三井文庫所蔵史料 統一七六三〜一七九三 各両替店目録留等による
- (2) 三井文庫所蔵史料 統一九四〇、統一九四三〜九四四「大福帳」
- (3) 同右 統一九一九（文化元年）以後にみえる大坂両替店の大福帳による
- (4) 同右 統一四二六〜「銅座御役所掛屋御用勤方仕法書付」
- (5) 天保八年（一八三七）から慶応三年（一八六七）まで、御為替三井組へ下渡された金願は銀九〇〇〇〜一〇〇〇貫目台である。これに対し三井両替店での延為替貸付は、ほぼこの一〇倍に達しているといえよう。
- (6) 三井文庫所蔵史料 別三一九、別三三三、別三四一、別三四八甲、別三六六、「京都本状控」

両替店としては、こうした幕末期の状況を決して座視していたわけではない。幕末の変革期におこったさまざまな事態に対処して新たな方向を模索していたことは確かである。そのいくつかをあげると、(1)幕府代官所および旗本支配下の年貢金の取扱い^①、(2)蝦夷地の海産物販売の独占機関である箱館方への小野、島田との共同での資金提供^②、(3)横浜開港にともなう売込店、御用貸付の開始^③、(4)大坂の中小両替店からの貸付先、利率明示の加入貸の預託^④、等々を列挙することができよう。いずれも重要な事件であり、詳しく説明する必要があるが、ここでは行論の必要上、もう少し大坂両替店の経営内部の動きから、つぎへの転換がどのようになされていったかをみていきたい。

明治三年（一八七〇）七月、大坂両替店はつぎのような「両替店規則」^⑤を定め、これまでの延為替貸付を中心とする貸

付形態を大きく変えていった。

両替店規則

一延為替、沽券引当貸并顔貸等已来相廢し可申事

一是迄取組之廉々限月之通夫々取立、限延相成不申様可致事

但、六ヶ敷取組先取立出来候ハ、相對いたし候者江相応手当可遣事

一向後近為替ニても三十日延限り先方ニ寄引当預り可申事

一向後代呂物並合貸ニ限り可申事

但、並合貸居蔵貸無用、何品ニても此方土蔵江引取可申、尤手堅切手ニても取引無用、荷物念入相改可申事

一諸藩県江操替貸如何様手堅談し有之候共、決て貸渡無用之事

但、国産之品引当ニ有之候ハ、町人名前代呂物引取之節篤と相談、筆頭より支配人迄承知印形取可申事

一藩県金錢券預り切手等請負堅禁制之事

但、券札店表印形は不及申、別宅支配人退役之者とも堅不相成事

(店限雇動給料の項、略)

右之通候事

ここで明示された方針は、幕末期を通じて貨幣蓄積の基盤たりえた延為替貸付、家質貸を廢止し、それに代わって「代呂物並合貸」をはじめめることにある。この「代呂物並合貸」が、延為替貸付に急速にとって代わっていったことは、第一二表での延為替利息の急減、当座貸利息の急増という対照的な動きにその転換をみる事ができよう。このように幕末・維新时期にかけて急速に伸長した大坂両替店での当座貸、両替店規則にいう「代呂物並合貸」は、これまでの延為替貸とどこが根本的にちがうのか、という点を明らかにしなければならぬ。三井の内部でこうした並合貸をはじめたのは文化二年（一八〇五）長崎貿易にからんで利用しはじめたのが最初であり、ついで安政三年（一八五六）に糸店の再建

のために大元方が「糸質並合」を行なうための資金を提供したことがあげられよう。しかし、明治初期における並合貸の直接の出発点として、さらに後の銀行設立に連なる線としては、慶応二年（一八六六）に江戸ではじめられた「市中荷物貸付」の業務であらう。⁽⁸⁾ここでみられた貸付の性格は前述した大坂両替店での代呂物並合貸付とほぼ同じ性格のものといえよう。

「両替店規則」の第四条目にある代呂物並合貸の規定からは、単純に従前の「質物貸」を連想することも可能である。すなわち大坂等の三都商人の商品を担保に取っての貸付である。問題は、この二つの貸付が全く同質なものかどうかにある。第一二表でわかるとおり大坂両替店はすでに文化期に質物貸の取扱いをやめているのである。それが幕末期において再び同質のものが復活してくる条件があったのかが問われねばならないだろう。この点は拙稿「維新変革期における経済的集中の史的過程」（歴研三二九）で述べたところであるが、結論的にいえば、代呂物並合貸は質物貸の発展した形態ではあるが、むしろ荷為替金融と同質であり、その歴史的前提となったものといえよう。並合貸は三都の商人（荷受問屋）への金融、すなわち買手への信用供与でなく、生産地の荷主商人への金融、つまり売手への信用供与に近い形態をとっていることである。

この並合貸の特徴的な点をあげると、第一に貸付対象がこれまでとちがってきていることである。大坂では、中西幸三郎、小野十太郎、油屋善兵衛、平井栄三郎、中村治兵衛であり、江戸では伊勢屋源左衛門、大坂屋幸次郎、福島屋利兵衛、丸角屋次郎兵衛などこれまでの延為替貸付による両替店の貸付対象としてはみられなかった新興町人たちである。

これら新興商人たちは、幕末期における生産者の性格をもった荷主商人の都市での販売担当者であったと思われる。この新興商人は別の視角からみれば嘉永期以降の仮組の商人たちであろう。第二にこれらの商人たちへの貸付の特徴点を具体的にみるために、明治三年一二月における並合貸の一事例をつぎに示そう。

幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態（松本）

平野町式丁目 吉野屋庄三郎 口入 御池通式丁目 銚屋八兵衛

代判庄兵衛
同手代作兵衛他國中二付
無印

午十二月朔日取引

一金四百五拾兩 正金 月式歩 内イ朱半口錢

午十二月限

此引当薩州黒砂糖百挺 此切手拾枚

内 引当もの入替之儀も有之候ニ付通ニ記遣ス

かし 大嶋 三拾挺 取

此切手三枚大嶋屋徳藏札 午六月廿四日札

かし 徳之嶋 七拾挺

此切手七枚永楽屋万吉札 午八月廿三日札

十二月五日

一徳之嶋 式拾挺 相渡

此切手式枚

八月廿三日札

かし 金九拾兩 請取

十二月五日

入金卷兩三步 右利受取

錢五百文

午十二月廿五日

入金七兩三朱

残元三百六拾兩

錢百貳拾四文

十二月分利

十二月廿九日

入金三百六拾兩

皆濟 請取

同日

大島三拾挺

相渡

此切手三枚

午六月廿四日取

同日

徳之嶋五拾挺

相渡

此切手五枚

午八月廿三日取

無出入相濟

この事例は薩州産の黒砂糖を抵当としての並合貸であるが、ここで注意すべきは、(1)貸付期限が短いこと、また(2)「両替店規則」の第三条の規定に違反して切手による貸付を行なっていることなどであろう。前者の貸付期限が短いことはさきに述べたように並合貸が当座貸(第二表)の一種として当然といえよう。たゞ後者の場合、現実問題として「代呂物並合貸」が「当座貸」であるためには、短期融資にせざるをえないのであり、したがってそのような場合、担保物件をいち／＼店の土蔵に詰込んでから貸付け、返済後に引出すということが行なわれたかが問題であろう。とにかく並合貸の多くが切手を担保にして、新興町人相手であることは否定できないのではなからうか。ここにこれまでの質物貸とちがう点があるのだろう。

こうした幕末・維新时期における並合貸について検討していくことはつぎのような問題があるからである。幕末・維新时期における両替店は、その蓄積の主たる基盤は、延為替貸付という名目貸で、十人両替等を通じての領主金融にあった。

こうした性格は幕藩制の解体という政治情勢の変化のなかでは全面的な動揺をまねくことになろう。それに対して、幕末期に「代呂物並合貸」はまだ全貸付のなかでの比率は低いが、市場構造の変化の上に、都市の新興町人相手（実質は生産地の荷主商人）の切手を担保にとつて短期の融資が行なわれた点を重視したのである。

以上、幕末期における当座貸、並合貸の増加に注目し、そこに、維新时期以降における新たな蓄積基盤の獲得を見出すことができよう。このことを確認した上で、あらためて歴史具体的にみていくと、この延為替貸付から並合貸への転換がスムーズに行なわれたとはいえないこと。またその転換の過程でおこったトラブルが、すでに弱体化していた大元方に決定的な衝撃を与えたことを注目しておきたいのである。それは慶応年間における横浜店での巨額な並合貸の焦付きが発生したことに直接かかわっている。以下この点にふれていこう。

- (1) 三井文庫所蔵史料 追五六一―一七ほか（代官並各県年貢関係）
- (2) 同右 四八六―四ほか「箱館方御用留」
- (3) 同右 統一五五七―一ほか『横浜市史』第二巻参照
- (4) 同右 統一〇〇〇以降の大福帳など
- (5) 同右 別八〇九乙―三三
- (6) 同右 一〇二八「荷為替取組一件並並合仕方控」
- (7) 同右 一五七九―九「糸店並合方請書」
- (8) 同右 統一五五七「市中荷物為融通品物引当貸付仕法之事」
- (9) 同右 統六六一七「並合貸」

六、維新时期における三井家大元方の再編過程について

慶応二年（一八六六）に発覚した横浜店の塞り高は約一四万五〇〇〇両で、そのうち主なものは九万三三〇〇両に達す

る浮貸の並合貸付の滞り金と七四五〇兩余の洋銀売買損金であった。^①このうちとくに前者の問題がおこった経過は「主
に^②戊辰^③以来彼地商人共々店筆頭之手代江並合取組之義頼来候由にて、手代一己之了簡ヲ以吞込大金並合貸取組、其当座
約定通無滞取引来候由之所、其後奸商共之計略ニ懸り莫大之金高相滞」ることによって損害を蒙ったものである。ここ
で三井に損害を与えた「奸商」はどういう商人であったか、これは直接的には横浜の売込商人であろうが、その背後に
は彼らを販売担当者としていた生糸生産地の荷主商人を考えることができよう。いずれにせよ、このような莫大な塞り
高を発生させた横浜の売込商人への金融が、並合貸付であったことを注目しておきたい。すなわち、このような並合貸
付が行なわれなければ、横浜での売込商貿易を続けることができなかつた仕組みであつたことは注目に値する。これま
で文化二年（一八〇五）長崎貿易に並合貸付がはじめられたこと、また安政三年（一八五六）に大元方から糸店へ「糸質並
合」として資金の提供がなされたことはすでに述べたが、これらはいずれも特定の状況のもとでの部分的な貸付仕法で
あつて、全面的に採用されたのは横浜貿易がはじまつてからである。

この横浜店の莫大な塞り高が発生していることがわかつた慶応二年（一八六六）に、三井は「江戸市中融通御貸付金取
扱御用」を引受けることになつたことを契機に御用所を設置した。^③すなわち「御殿御勘定所を被仰出候御用筋一条、并
是迄当店相勤居外国方御用兼々横浜店へ金銀運送り御為替金等、本店之手を放し中店へ御用所取建於右庭所ニ元方持ニ
て相勤可申」ということになつた。こうして設立された御用所は、前述したとおり「御貸付方」での業務を推進すると
ともにこの莫大な負債の処置に悩むことになつたのである。後にこの負債処置のため元方持ちとしたことを後悔して
「一昨冬横浜店之義本店方元方持ニ被願出候節、先々江横塞り高之所篤と調方出来、大元方江差出させ候上、右片付方
之仕法所置振等疑と御聞糺候て至極御評義之上にて元方御支配ニ被仰付候ハゞ、又何とか取計振も可有之歟」と愚痴を
述べている始末である。この段階で御用所が本店から離れて大元方付属となつたからといって、この負債高（明治元年で

二万五千兩）がそのまゝ大元方の帳簿へ振替えられることを意味してはいない。大元方にはこの負担に耐えるだけの余力はなかった。しかもこの負債の処理は本来やはり大元方で果されねばならないのである。そこでつぎのような解決策も出てきた。「右惣塞り高内訳ケニ認有之候通、現当本店にて消算不致てハ難成口々も相見得候所、無差別元方へ一纏にて引請、本店元方ニおゐて半季毎ニ同様之金高相片付候てハ道理ニ難当かと存候、依て此度入御覽候調書ヲ以其筋道能々御弁別被下、双方得心之上互ニ片付方之工夫勘弁致候様仕度」と、横浜店が元方持となったことによつて、負債は本店と大元方とが半々で負担しなければならぬであろうことを述べている。しかし大元方はそれもできず、明治二年（一八六九）一〇月につきのような負担区分で年賦償却の方法をとることになつた。すなわち六万兩は江戸本店負担とし、三万兩は御用所負担として、三年から一二年賦として、残りの三万五千兩は横浜店で処理させることとしたのである。このように大元方は、本店（この場合は横浜店の塞り物）の資金融通をすることができなくなつたということから、その存立の適否があらためて問われることになつたといわざるをえない。ここに維新时期における、三井家の巨大な貨幣財産の管理機構それ自体を根本的に再検討すべき立場に追いこまれたとみるべきであろう。横浜店の莫大な塞り高の発生は、これまでの諸普請金入用、本店の運転資金への融通といった段階の資金提供と全く異なる。それはこれらの臨時出費が結局は延為替貸付によつて利益金を増大させ、諸積立金を内部蓄積していた両替店へ負担を転化することによつて解決していたのである。ところが幕末・維新时期における両替店の延為替貸付は政治的、社会的情勢の変化により、その継続はいうまでもなく、債権回収すらきわめて困難な事態を迎えるに至つたのである。この蓄積基盤の変化により、大元方は横浜店の莫大な塞り高を両替店へ転化することができなくなつたのである。ここに至つて三井家としては巨大な貨幣財産の管理機構としての大元方の根本的な改革が、検討されねばならなくなつたのである。この打撃とまさに表裏する問題として、横浜店での莫大な塞り高が並合貸付によつておこつたものであつたことの意義を考えなければならぬ。

い。この生産地と間接に結びついた並合貸付は、まさに三井家の最大の蓄積基盤たりうるものであり、決して横浜店での偶然的ともいうべき失敗から修正することはできない。むしろこれ以後の三井家の最大な関心は、まさに在地での新たな市場構造の変化に対応する流通機構、信用機構と結びつくことであり、それによって新たな蓄積基盤を強化していくことにあるといえよう。これ以後の為換座三井組にしろ、三井銀行にしろ、その府県出張店などの下部組織の強化につとめることになるのである。そして三井家の大元方は、これまでの機構を解消し、新たな蓄積基盤と密接な関係をもつように努力せざるをえなくなったのである。

(1) 三井文庫所蔵史料 別一八九九—一六ほか、『横浜市史』第二巻参照

(2) 同右 別五八八 書状「稿本三井家史料北家第八代高福」第三卷一三九〇頁

(3) 『三井銀行八十年史』参照

(4) 三井文庫所蔵史料 一〇四〇—一六「熟談書」

このような状況のもので、大元方はすでにその機能を事実上停止せざるをえなくなった。「当春来三都店々重役共当地へ呼為登、於大元方数度令評議決着之上、当午秋季より来西春季迄三ヶ年之間大改正規則相立」ることになったのである。⁽¹⁾この大改正規則が、明治三年（一八七〇）六月の大元方組織を改めた「改正規則書」である。この改正は「古来被御建置候家御式目之内ニハ、彼是と可致齟齬廉も粗有之」とまでいわれるほどのものであった。⁽²⁾これまでの大元方の基本を「改正規則書」はどのように変えていこうとしたのか、必要な限り指摘するところの諸点であろう。

(1) これまで大元方で引受けてきた「諸役所向御用筋、諸藩御用」は以後御用所、両替店で扱い、改正大元方は関与しないこと。

(2) 東京糸店を御用所と同じく大元方の所屬とすること。

(3) 本店の名目を呉服店と改めること。

(4) 店々の順席は大元方への功納金等の金額の多寡によって決定される。
(5) 三年勘定制度を廃止し、毎季の目録のうちで二割をその店で配当し、残りを納めさせる。
(6) 各店不意の損失の場合、その店限りで処理すること。
などをあげることができよう。ここでの改正のねらいは大元方は収入の増加を図るとともに御用所、糸店を直轄とし、さらに御用筋、不意損失等のさいこれまで大元方で負担していたものを各店の負担としたことをあげることができよう。先に問題にした横浜店の莫大な塞り高に関連して、つぎのように述べている。

一於店々万一目的違ニテ案外之損毛有之間銷も難計、尤其店限りニテ消算相成候程之儀ニ候ハ、格別之沙汰ニも不及、既横浜店ニテ前事之辺も有之候間、已来金高損毛出来其店ニテ所置不能向ニ至り候ハ、携候別宅始掛り役之者家財所持之品不残取揚ケ速ニ売却入金為致候、其上ニも嚴重之所置可申付候、同苗共も其店出勤中出来候筋ニ候ハ、手代ニ準し急度可申渡事
という厳しい態度をもつて、大元方への波及を回避しようとしている。

この段階での大元方は、本店、両替店の「両店筋とも御家督ハ先ツ御目当ニハ難相成」き状況のもとで、東京、横浜の御用所、糸店へ期待をかけ、「横浜之儀ハ当時ニ至り候てハ家督之第一ニも可相成哉之見込」（明治三年六月）のもとで、大元方のあり方を根本から変えていかざるをえなかった。この場合、改正規則書で意図した三井家大元方の巨大な貨幣財産の保全とともに重要なねらいである利益金の吸収についてみても、そこから直ちに大元方が強化されたという結果はでていない。すなわち、この改正は三年臨時勘定を廃止し、每期目録尻のうちから二割を差引（その店の配当金）いた残を大元方へ納めることになっているが、実際にはやられていないのである。明治三年（一八七〇）六月の大元方と京両替店との間に結ばれた「為取替証文案」によれば、

一東京大坂糸間店半季勘定目録銀高之内式割通り其店江被下、別宅支配組頭并若キ者皆惣中江三年勘定御割銀御廃止ニ付則為褒美配当為致、残り八歩通り式割歩通りは大元方江相納可申事

第13-1表 大元方（明治期）の収支計算

	明治2上		明治2下		明治3上
金相場差引徳	7,276.260 ^{貫 匁}	同 右	3,709.860 ^{貫 匁}	同 右	4,185.040 ^{貫 匁}
功納本店	56,250	"	86,250	"	86,250
" 向店	30,000			-	
" 松坂店	2,500	"	2,500		
臨時納本店	51,300	"	55,800	"	50,800
" 向店	4,500				
" 松坂店	1,500	"	1,500		
" 両替店	150,000	"	150,000	"	150,000
当季納本店	157,950	"	157,950	"	*157,950
" 両替店	250,000	"	250,000	"	250,000
在家宿賃 東京	48,056.130	"	48,555.840	"	823,17.440 ^{兩 匁}
入方計	759,332.390	計	756,272.900	臨時金入	9,331.550 ^{兩 匁}
払方計	739,409.720	"	757,654.750	払方計	754,184.230 ^{貫 匁}
延銀	19,922.670	不 足	1,381.850	不 足	1,292,493.760
					538,313.530

(注) * うち125貫目未納

第13-2表

	明治3下
店々臨時納東京両替店別丹誠納	** 4,000 ^兩
当季納 呉服店	125,000 ^{貫 匁}
" 両替店	500,000
" 東京御用所、横浜店	90,000
" 東京糸店	90,000
在家宿賃 東京	500 ^兩
" 大坂	11,13.580 ^{兩 匁}
臨時金入 東京両替店永預り分	2,300.9.10 ^{兩 匁}
入方計	1,214,233.580 ^{貫 匁}
払方計	1,277,826.420
不 足	63,592.840

(注) ** 全額未納

幕末・維新期における三井家大元方の存在形態（松本）

第13-3表

	明治4上		明治4下
店々臨時納・京両替店別丹誠納午秋	** 72,000 ^{貫 匁}		
店々臨時納 " 未春	** 24,000		
当季納 両替店	500,000	"	8,333,1. ^{両 匁} 5
" 呉服店	** 125,000	"	** 125,000 ^{貫 匁}
" 松坂店	100 ^両	"	100 ^両
在家宿賃入 東京	500 ^両		
" 大坂	10,22,940 ^{両 朱 匁}		
金相場徳	725,500	"	1,212.450 ^{貫 匁}
利足入	598,080		
入方計	758,970.480	入方計	632,212.450
払方計	664,350.820	払方計	836,941.780
延	94,619.660	不足	204,729.330

(注) ** 全額未納

第13-4表

	明治5上		明治5下
両替店永納金残り并貸預り 指引入方	42,33,070 ^{貫 匁}	東京大元方為替金8月分	4,000.0 ^{両 分}
" 未秋	24	" 10月分	4,000.0
東京大元方店々別宅役料当	3,081,1 ^両	" 11月分	4,000.0
在家宿賃入 東京	500 ^両	" 店々別宅役料	3,225.0
" 大坂	11,22 ^{両 朱}	有家宿料入 大坂	12.3
入方計	242,140.570 ^{貫 匁}	入方計	914,265.000 ^{貫 匁}
払方計	1,056,389.020	払方計	892,737.620
不足	814,248.450	延	39,373.324

とあり、「改正規則書」と異なり実際は四〇パーセントしか大元方へ納めないことになっているのである。そこで明治二年から同六年（一八六九〜一八七三）までの間の大元方への納入の金額をみると第一三表のとおりである。この表をみてわかるとおり、幕藩時代の規定がまがりなりにも実施されているのは明治三年の上期までである。この点はたしかに「改正規則書」前の段階の状況を示している。たゞ問題なのは、この表に一応記入さ

れているからといって、すべて大元方へ納められているとはいえない。それは本店から大元方への未納金が多量に発生しているからである。したがって明治三年上期での赤字分は、実際にはさらに増大しているとみななければならぬ。「改正規則書」はまさにこうした事態の上にとられた改革のプランであったのである。しかもそれは決して幕藩時代における旧来の大元方をふたたび強化するという方向ではない。それは明治三年下期の「改正規則書」の新しい規定にもとづく利益金の入方は実施されているとはいえないからである。功納金はたしかに東京御用所、横浜店、東京糸店から入っているが、東京両替店からの別丹誠納四〇〇〇両は全額そのまま貸金になって入金されていない。しかもまがりなりにも「改正規則書」の規定が実施されたのはこの明治三年下期だけで、四年上、下期の大元方の収入には東京御用所、横浜店、東京糸店からの功納金はみられない。さらに収入が減少してきている明治五年には、直接営業店からの収入はまったくなくなり、新設の東京大元方からの収入に依存せざるをえなくなっているのである。

明治初期の大元方は、すでに存立の基盤を事実上解体していること、また新たに「御家督」とみなした御用所、糸店も完全に大元方へくりこまれていないといえよう。この結果、大元方は明治五年（一八七二）正月に東京大元方が新貨為替座内にできたのを契機に、西京大元方となり、ついで大元方出張所となって東京大元方に完全に従属させられていくのである。さらに東京大元方は、幕末期に急速に発展した御用所、糸店の上に成り立っていくのであるが、同時にそれは御用所、為替座、そして銀行と一体化、または従属化した形での管理機関となっていくのである。

(1) 三井文庫所蔵史料二二九「改正規則書」、「稿本三井家史料北家第八代高福」一五七四頁

(2) 同右 別五八八「書状雑綴」 「稿本三井家史料北家第八代高福」一五九九頁

(3) 同右 統二四六〇—

(4) 同右 統三一三四 統二四一八、二〇八四

(5) 『三井銀行八十年史』参照